





令和5年度版発刊にあたって

我々国民が安心して暮らせる社会を作るために税金はなくてはならないものです。

わが国の憲法は「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」の三大原則のもとに国民に対して様々な権利を定めています。そしてその行使にあたって負担しなければならない義務の一つとして国民に納税の義務を課し、国に対しては租税の徴収に関し法律の定めに依らなければならない(租税法律主義)等と規定しています。

国や地方公共団体は、国民に様々な公共サービスを提供しており、そのための財源の多くは税金によって賄われています。税金の使われ方と徴収のあり方について、その税を負担する国民(納税者)が平素から関心を持ち、知っておくことはとても大切なことです。

令和元年10月より実施された消費税増税(10%)に伴い、食料品を中心として軽減税率導入をめぐる是非が議論されました。また自然災害(地震・噴火・豪雨等)により被災された方々への救済と復興のための財源の確保や、少子高齢化に伴う社会保障のあり方、国債に依存した財政をいかに健全化させるか等、私たち国民が「豊かで安全で、安心な暮らし」をしていくために、国や地方公共団体が徴税を含め、どのような政策を立てていくのか、しっかりと見守らなくてはなりません。

私たち税理士は、「自らの税金は、自ら計算して納める。」という「国民主権」の最たるものとしての申告納税制度の理念にそって、税理士業務を通じて納税義務者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現を図ることを使命としています。その一環として東京税理士会では、平成16年に高校生・大学生及び社会人向けに「高等学校学習指導要領」に準拠した本書を発行いたしました。以来、改訂を重ね、主に税理士が生徒・学生・一般社会人に対して行う租税教育や、各地で開催される租税教室の教材に供され、現在に至っています。

租税の概略をまとめた本書が、様々な租税教育の現場で活用されるとともに、納税者の方々の租税 に対する関心に役立てれば幸いです。

出版にあたりまして、多くの方々に貴重なご意見を賜りましたこと、また、(株)清水書院の皆様に は編集から出版まで多大なご協力をいただきましたことに対し、心より感謝申し上げます。

令和5年4月



読者へのメッセージ ― 本書の利用方法の説明に代えて

税とは何か、考えてみましょう。

社会のしくみを税の側面から考えてみましょう。

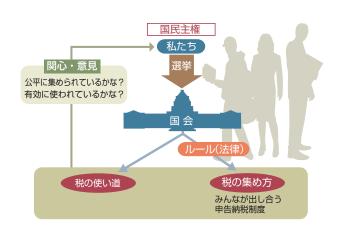
本書から読者の方々へ贈るメッセージは、上記 2 つです。税の知識をインプットするだけではなく、自分がどう考えるのか、アウトプットするための手がかりとして利用してください。そのために、本書は、知っておきたい税のはなしをやさしい表現により網羅するとともに、以下の項目を活用することといたしました。

・税に関連した実社会と同じ様式の書類を読み取ったり、税の計算をしたりする 体験コーナーです。身近な題材をワークとして体験することで、能動的に社会と向 き合うための活きた知識を手に入れてください。

:税に関連した正解が一つとは限らない具体例を用いた問いかけです。本書は正解 を用意していません。考え方の一例は提示しますが、それをどのように受け止め自分 のものにするのかは読者の方々次第です。

他に、同じような視点から作成された外部教材として、日本税理士会連合会発行の「租税教育講義用テキスト」(https://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/education/)があります。

全体像をイメージしたい場合は、そちらに掲載されたシナリオ例をご参照ください。



また、左の概念図をご覧ください。

私たちが選挙で選んだ国会議員が、税の使い道や税の集め方をルール(法律)によって決めている、という下に向かう矢印で示された部分がありますね。それらキーワードや手続過程についての知識を身につけることも、税の学習の一面です。

しかし、本書は、その点をメインテーマとはしていません。その続きの、公平に集められているかな? 有効に使われているかな? 関心・意見を持ちましょう、という私たちに戻っていく矢印部分を掘り下げていくことに特に力点を置いています。

国民主権の社会において、私たち一人一人が主人公です。税とは、社会とは、どうあるべきか、自 分自身の話として関心を持ち、意見を持ちましょう。そして、みんなが主人公なのですから人の数だ け意見が異なることもありえます。いろいろな立場から考え、お互いに思いやりを持ってより良い答 えは何になるのか、練り上げてください。多面的多角的な思考力・判断力・表現力を身につけましょう。

本書を利用することで、今よりもっと素敵な社会にするためにどうすればよいか、考えるきっかけになるのであれば幸いです。

目 次

1	日本における税の歴史 4	8 税務調査と不服申立て ····································	55
(税とは何か	(2) 再調査の請求と審査請求、訴訟 (3) 納付期限の延長	
(3) 財政に果たす税金の役割	9 納税者の権利と義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
(税金はどのように決められるか 9 1)法律にもとづいて納めるというルール 2)公平な負担にするというルール	(2)納税者の理解と協力 (3)納税者の権利の保護	
		🔝 知っていますか? 税理士のこと	58
4	税金と財政 13	(1)税理士制度	
(1)国と地方の予算	(2)税理士は納税者の代理人	
(2)財政支出のコントロール	(3)税理士の仕事	
(3)税金の使われ方	(4)税制建議と社会貢献	
(4)国民負担率のあり方	(5)税理士になるには	
5	さまざまな税金 18	解答と解説	61
•	71 A . 27 WH 1 Ab 1		
6	税金の種類と計算方法 20	・アメリカ独立戦争のきっかけは税金?	5
	1) 所得税	税金と会費(サークル会費など)とはどう 違う?	7
	2)個人住民税	・参政権について	10
	3) 法人税	・「国民やその地域の住民の総意にもとづいた	
	4) 消費税	ルール」を目指すには	11
	5)相続税	・会計検査院とは	13
(6)贈与税	・世界幸福度ランキング	16
		・増えていく国債残高	17
7	申告と納税 52	・直接税と間接税	19
(1)申告納税方式と賦課課税方式	・ふるさと納税 ・法人の所得への課税以外の方法は?	35 39
(2) 青色申告と白色申告	・活力の所得への課代以外の方法は? ・消費税と水平的公平	39 41
(3)期限内申告と期限後申告	・残した財産への課税か? 引き継いだ財産	7.1
(4) 更正の請求と修正申告	への課税か?	47
(5) 税務署が行う更正と決定	・デジタル化と申告納税制度の理念	54
(6)納税についてのペナルティ	・マルサで有名な査察とは	55

※本書の記載について

税法の規定のすべてを網羅すると複雑になるため、文中の表現は、原則を優先して平易に記載しました。 詳細については税理士にお問い合わせください。

考えてみよう

租税は誰のためのもの?	5
それ、税金を使うべき公共サービスですか?	6
税金は公共サービスを受けるための会費か?	7
何を考慮して参政権を行使する?	11
公平な税の集め方とはどのようなものだろうか?	12
財政再建に向けて	15
新しい税金を考えてみよう	19
どのような所得の分類がいいのかな?	21
譲渡所得に対する公平な課税方法は?	21
人的控除は誰に適用すべきか?	23
所得の控除か?手当の給付か?公共サービスの無償化か?	23
現在の日本の所得税は公平だろうか?	24
年末調整って本当に必要?	27
異なる立場から見るふるさと納税制度	35
グローバル化する社会で法人税の税率は引き下げるべきか	?
	38
法人に課税するのは当たり前?	40
食料品に対する消費税の税率は?	43
消費税のかからない取引とは?	44
配偶者についての諸規定の適用対象者は?	46
公平な相続税の課税方法とは?	49
相続税や贈与税を課税する意味	51



廷	選挙権の行使状況は?	10
E	日本の財政は?	15
累	累進課税の計算方法	24
糸	合与明細書を読み取ってみよう	25
年	F末調整済みの源泉徴収票を読み取って	
д.	みよう	29
矷	筆定申告書を作成してみよう	31
13	ふるさと納税をした場合の所得税・住民税	
		36
洴	肖費税のしくみ	42
析	目続税の計算	48



● 国語の辞典からひろった税に関することば

税 : 国費・公費支弁(金銭の支払い)のため、国・地方公共団体の権力によって、国民から強制的に徴収する金銭など。

tu et **税 金**:租税として納める金銭。

和 税: ① 言ぎ物。 学 。 ② 国または地方公共団体が、その必要な経費を支弁するために、法律にもとづき国民・住民から強制的に徴収する収入。

まれ、 課 税: 租税を納税者に割り当てること。また、その割り当

てた租税。

非課税: 税金がかからないこと。課税の対象にならないこと。

納 税:租税を納付すること。 **徴 税**:租税を徴収すること。

税 収: 国や地方公共団体の徴税による収入。

発 税:租税の納付義務を免除すること。

制:租税に関する制度。

が、 **説**:租税に関する法規。租税法。

が、もく **说 目**:税金の種目。所得税・酒税・法人税・相続税など。

説 源: 租税の支払われる源泉となる所得または財産。

戦、がく **税 額**:租税の多寡。課税の金額。

戦、 52 **税 率**:租税を割り当てる割合。課税率。

説 。。 **说 務**:租税の割り当てや徴収などに関する行政事務。

む 放 **脱 関**:国境や外国との船・車・飛行機の発着地にあって、旅客

携帯品や貨物などを検査し、税金を徴収する役所。

曽 税:租税の額を増やすこと。

が、 税: 租税の額を減らすこと。

節 税: 各種の所得控除や非課税制度を活用して、税金の軽

減を図ること。

脱 税:納税義務者が義務の履行を怠り、納税額の一部また

は全部をのがれる行為。

(『広辞苑』などより)



日本における税の歴史

税金という言葉が使われるようになったのは、明治時代になってからです。1873(明 治6)年に地程設正が行われて、租税を金銭で納めるように定められました。それまでは、 一部に金銭で納めるものもありましたが、米などの農産物、布などの物、ときには自分の 労働力を租税として納めていました。そうした日本における租税の歴史を一覧表にまとめ てみました。

税の概略年表						
時代	社会・経済のできごと	租税に関することがら				
弥 生 時 代	・水稲栽培が農耕の基本に ・邪馬台首の卑弥呼、30 ほどの小国を統治	・支配者の出現、租税がはじまる ・租(収穫物の一部)と賦(労役)				
飛鳥時代	・聖徳太子、憲法十七条制定 ・大化の改新はじまる。新 しい税制をめざす ・大宝律令制定、班節収授 法はじまる ・銭貨がつくられる	 ・農民への重税禁止 ・口分田 ・租(稲の一部)・備(労役の代わりに布) ・調(地方の特産物、手工業品) ・雑徭(労役) 				
奈良時代	·墾田永年私財法制定、莊 園発生					
平安時代	794 年 ・荘園整理令 ・平清盛が太政大臣になる 1185 年	・				
鎌倉時代	・源頼朝、諸国に守護・地頭をおく・鎌倉幕府、徳政令発布					
室町時代	- 1338 年 ・室野幕府の成立 ・日明貿易の開始 ・商工業が発達 ・土一揆、徳政一揆の頻発	・ 倉役・酒屋役・設銭・練別銭・関銭など の税がはじまる				
安土·桃山	- 1573 中	・ 楽市・ 楽座の制はじまる ・ 全国的な税制度の成立				
江戸時代	・江戸幕府の成立 ・江戸幕府、鎖国 ・徳川吉宗、享保の改革 ・松平定信、寛かの改革 ・松平定信、寛かの改革 ・水野忠邦、天保の改革	・農民:年貢(本途物成、五公五民)・ ・農民:年貢(本途物成、五公五民)・ すけてきゃく 小物成・助郷役など ・町人:運上・冥加金など ・年貢徴収法が検見法から定免法へ				

租税の決定者とおもな使途

【江戸時代まで】

支配者の出現とともに租税はつくられました。 封建時代が終わるまでは、各時代の支配者が租税 を決め、道路の建設や整備、橋の架設、大寺院の 造営などに使っていましたが、これらは公共的な 観点というよりも自己の支配の維持のためであ り、多くは、かれら支配者(貴族や武士)の生活 のために消費されました。また、自己の勢力の拡 大をめざした戦費にも使用されました。

これに対して支配される側の農民なども、しだ いに力をもちはじめ、重税や新しい租税負担に対 して反対行動をおこすようになりました(土一揆 や百姓一揆など)。



庸・調を都に運ぶ奈良時代の農民たち (想像図)



年貢を納める江戸時代の農民たち(円山応挙の絵か ら写す)

百姓一揆・打ちこわし

時代	社会・経済のできごと	租税に関することがら	租税の決定者とおもな使途	
	1868 年			
明治・大正・昭和	・明治維新はじまる ・大日本帝国憲法発布 ・日清・日露戦争おこる ・第一次世界大戦はじまる	 近代的な税制度の成立 地租改正(地価に課税、金納)-1873 所得税-1887 営業税(事業税)-1896 ・酒税が税収の1位に-1899 	【近代・大日本帝国憲法の下】 明治維新を経て近代国家への道を歩みは じめた明治時代は、租税も帝国議会で制定 された法律によって決定されるようになり ました。しかし、主権は天皇にあり、議会	
昭和時代(前半・戦前)	・関東大震災おこる ・世界恐慌おこる -1929 ・日中戦争はじまる -1937 ・太平洋戦争はじまる -1941 ・終戦 -1945	相続税 -1905 ・所得税が税収の 1 位に -1918 ・戦費調達のための増税つづく 法人税 (所得税から分離) -1940 ・源泉徴収制度はじまる -1940 ・税務代理士法施行 -1942	の権限には制限がありました。政府は、 国強兵の方針を立て、欧米列強に負けな ような軍備をもつためにも多くの租税が われました。	
昭和(後半・戦後)・平成・令和時代	・日本国憲法制定 - 1946 ・戦後の民主的改革 ・高度経済成長はじまる ・ドルショックおこる ・バブル経済とその崩壊 ・リーマンショック - 2008 ・東日本大震災 - 2011 ・新型コロナウイルス感染拡大 - 2020 ・東京オリンピック・パラリン	 ・申告納税制度の確立 - 1947 ・シャウプ勧告による税制改革 - 1949 直接税中心 ・税理士法施行 - 1951 ・消費税導入(税率3%) - 1989 ・消費税率 5%に - 1997 ・国税電子申告・納税システム(e-Tax) 開始 - 2004 ・復興特別所得税創設 - 2013 ~ 2037 ・消費税率 8%に - 2014 ・消費税 10%、軽減税率 8%の導入 - 2019 	【現代・日本国憲法の下】 太平洋戦争終了後、日本国憲法の下、主 権は国民にあると宣言され、平和国家の建 設と国民の福祉向上のために、国民は自ら が選んだ議員で構成される国会を通して租 税を決定し、その使い道も決定することが できるようになりました。 現在では、国・地方公共団体とも財政難 となり、公共事業のあり方、社会保障など、 租税の使われ方に対する国民の関心が高 まっています。	
代	ピック延期開催 -2021	・電子帳簿保存法改正 -2022・消費税インボイス制度開始 -2023		

租税は誰のためのもの?

「租税の決定者とおもな使途」の欄を読んで、私たちが生きる現代において、租税は誰のために使われていると考えますか? 理由とともに書きましょう。

| フレー・ファイン | アメリカ独立戦争のきっかけは……税金?

イギリスは、新大陸に植民地を開こうとして、1607年のバージニア州を手はじめに、アメリカ各地に植民地を設けました。1754~63年にはフランスとのあいだで植民地争奪戦争がおこり、イギリスが勝利した結果、北アメリカ全土がイギリスの支配下におかれました。

この戦争に莫大な費用をつぎこんだために財政が苦しくなったイギリスは、アメリカに対する統制を強化する目的もあって、1764年から砂糖税・印紙税・茶税などを新設し、アメリカ植民地の人々の反発を買いました。

さらに 1773 年(日本では江戸時代中ごろ、変永 2年)、イギリスは、紅茶の輸入・販売権を東インド会社に独占させて、この紅茶に課税し、イギリスの税収を増やそうとしました。それに反発した植民地の人々は、ボストンの港に停泊していたイギリス東インド会社の船を襲い、茶箱を海中に投げ捨てました。このできごとは、ボストン茶会事件といわれ、この事件が一つのきっかけになり、イギリス本国とアメリカ植民地の対立が本格化して、1775 ~ 83 年のアメリカ独立戦争へとつながっていったのです。



税とは何か

あなたにとって税とは何でしょうか。わかっているようでわからないといわれている税ですが、私たちの身近にある社会のきまり(ルール)です。いろいろな視点から税とは何かを考えてみましょう。



(1) 税と私たちのかかわり

■私たちの生活と国の役割

日本国憲法には、私たちが健康で文化的な最低限度の生活をする権利があることが定められています。そして国には、私たちの生活のあらゆる面に、社会福祉や社会保障を充実させ、公衆衛生を向上させて国を営む(福祉国家)ように求めています(憲法第 25 条)。



国や地方公共団体は福祉社会をめざして、これを維持・発展させる役割を果たすために、 民間では供給されにくい公共的なサービスを提供しています。国は外交、裁判、公共事業 など、一国の規模で行う仕事を分担し、地方公共団体は教育、保健衛生、上下水道など地 域社会に密着した仕事を分担しています。



国や地方公共団体がいろいろな公共サービスを提供するためには膨大な資金が必要ですから、何らかの方法で資金を集めなければなりません。そこで、その資金を国民から集めますが、この資金が「税金」なのです。





それ、税金を使うべき公共サービスですか?

- 公共サービスと民間事業者のサービスの特徴を整理してみましょう。A·B のうち該当すると思うものを選択して右の表に記入しましょう。
 - 他の事業者との競争が(A ある ・ B ほとんどない)。
 - ② 主として(A 社会全体 · B 自己)の利益を追求する。
 - ③ (A 公平 ・ B 効率的) なサービスの提供が得意。

	公共サービス	民間事業者
0		
2		
3		

2019年の水道法改正では、地方公共団体の水道施設の運営を民間事業者もできるようになりました。

民間事業者が運営する電車やバスなどの 交通機関。採算が取れない赤字路線で、廃 止か、税金を使っても維持すべきか、 議論が活発になっています。

医療を例にとってみると、風邪などの 治療には税金の負担がありますが、 インフルエンザ等の予防は自己負担 となります。 2 税金を使うべき公共サービスとは何かについて、左の3つの事例を確認しつつ検討してみよう。

日本国憲法

第25条【生存権、国の社会的使命】① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(2) 税金の性格

税金には、いくつかの性格があります。主な点をまとめてみましょう。

●税金は法律に定められた要件を満たす人々すべてに課される、強制的な負担です。

払わないでいると、罰金と同じ性格の加算税や、支払いが遅れた日数に応じて計算 された延滞税が、別に課されます。

●税金は公共サービス等にあてるための資金ですから、税金を支払った人に対する直接 的な見返りはありません。

国民生活全体をよくするために課されるものですから、間接的な見返りはあります が、入場料や授業料などと違って直接的な見返りはありません。

●原則として負担する人の能力に応じて課されます。

「多くの場合、収入や所得(▶p.20 Q2)などの、支払い能力に応じて課されます。

●金銭で納めるのが原則です。

■ 例外的に相続税には物納が認められています。









税金は公共サービスを受けるための会費か?

税金の使い道である公共サービス。誰を対象にどこまでサービス を提供するべきかにも関心を持つ必要があります。

事例や意見を確認しつつ検討してみましょう。

現在、日本では火事がおきたら消防 署が無料で消火活動をしてくれます。 税金を負担していない人にも、消火 活動という公共サービスを提供 すべきでしょうか?

現在、日本では救急車を無料で利用 することができますが、救急時ではな

税金を負担してさえいれば、無 制限に救急車という公共サービス を受けていいのでしょうか?

いのにタクシー代わりにする目的で安 易に利用する例もあるそうです。



あなたの考えを理由とともに書きま しょう。

税金を公共サービスを受けるための会

費ととらえ、なにごとにも直接的な見返

りや負担を求める社会になった場合に問

題は生じるのでしょうか。

仮にすべての公共サービスが有料となった場 合に問題があるのかな。

公共サービスを利用する人ほど負担も大き くなるほうが公平だと思います。



税金と会費(サークル会費など)とはどう違う?

民主主義における税金は、国民に保障される自由及び権利を保持するための責任や負担であ り、そのために国民は納税の義務を負っています。税金は特定のサービスを受益するための契 約にもとづいて支払うものではないのです。会費は一般的にある特定のサービスを受益するた めに負担を求められるものであり、個々の契約にもとづくものです。

また、税金には富の再配分という機能がありますが、会費にはそのような考え方は馴染み ません。



- ・課される税金の種類やその内容・税率・納付期限などが法律 に定められている
- ・税法にもとづいて納税義務者には納税の履行が強制的に求め られる
- ・負担能力に応じて個々に税額が異なる
- ・個人個人への直接的な見返りはない
- ・各税法に規定された納税義務者のみが納める

サークル会費は

- ・会費の額や支払日等を会の構成員などが決める
- ・会員だけが負担する任意の費用で、入会や退会が自由にでき
- ・一律同額の場合が多い
- ・個々に直接見返りが受けられる
- ・会員すべてが支払う



▶ 1 財政

国および地方公共団 体の経済活動を財政とい います。

(3) 財政に果たす税金の役割

国や地方公共団体はさまざまな**財政**活動を行っています。この財政活動を支える資金として、税金は、次のような役割を果たしています。

■資金を集める……公共サービス提供資金の調達

利益を求めて経済活動をする民間では提供することができない公共サービスや、民間よりも充実したサービスを求められる公共サービスなど、財政活動には膨大な資金が必要ですが、この資金を集めるしくみが税金なのです。

2格差を縮める……所得再分配

資本主義社会では、個人の努力では解決することのできない所得格差や資産格差などの 経済的不平等が広がっていく傾向があります。この格差の拡大をそのままにしておくと、 犯罪が増えたり、経済が停滞したりするなど多くの社会問題が生じてきます。

そこで、格差を縮めるために所得や資産の多い人からより多くの税金を徴収し、それを財源にして、いろいろな社会保障サービスを行い、国民が健康で文化的な生活を営むことができるように保障するのです。税



金は、このように**所得や資産の格差を縮め、富を再分配**して経済的格差を少なくしていく ための役割も果たしています。

🛛 景気を調整する……景気調整

国民生活が安定するようにしていくためには、インフレ・不況などの景気変動は、できるだけ避けなければなりません。そこで国は、景気が過熱したときには増税をして国民の財布のひもを締めさせ、消費や投資を抑えるようにします。その逆に景気が悪いときには減税をし、消費や投資が活発になるようにします。これを景気調整といいます。

また、超過累進税率のしくみをもっている税制では、景気調整のためにわざわざ増税や減税をしなくても、自然に景気を整えるはたらきをします。たとえば景気が過熱しているときには国民の財布がふくらみますが、超過累進税率によって税金が増える割合の方が多いので、国民の財布は思ったほどふくらみません。その逆に景気が悪いときには国民の財布はしぼみますが、税金が減る割合の方が多いので、減税したのとおなじような効果になって、景気の回復に役立ちます。これを自動景気調整機能といいます。

▶2 超過累進税率

課税される金額が大きくなるにしたがって、税率が段階的に高くなっていきます。これを単に累進税率ともいいます(p.24参照)。

日本国憲法

第13条【個人の尊重と公共の福祉】すべて国民は、個人として尊重される。

生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

- 第29条【財産権】①財産権は、これを侵してはならない。
 - ② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。(③略)
- 第30条【納税の義務】国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。
- 第84条【租税法律主義】あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。



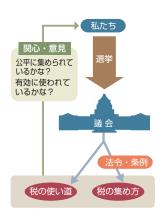
税金はどのように決められるか

国民には納税の義務があります。そして、税金は私たちが働いて得た収入や大切な財産に深くかかわってくるものです。税金をどのように決め、どのように負担するのがよいか。 租税の歴史の中から築きあげられた基本的な二つのルールについて、日本国憲法に照らして見てみます。

(1) 法律にもとづいて納めるというルール(租税法律主義)

日本国憲法は第30条に、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ぶ」と定め、さらに第84条に、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と定めています。この二つの条文は、私たちが納める税金は国民(住民)によって選ばれた議会(立法府)が定めた法律や条例によってのみ課され、国や地方公共団体は法律や条例の定めにもとづいてのみ税金を課す、ということを保障したものです。このことを「租税法律主義」といいます。

地方税については地方議会が条例 (国の法律にあたるもの)によって定めるところから、 租税法律主義と同じ意味で「**租税条例主義**」といっています。



~ 法律はわかりやすく ~

法律のつくり方についてもルールがあります。条文の意味が、はっきりわかるように明確に定めなさいというルールです。抽象的な決め方や曖昧な表現だと、何を決めているのかわからなくなり、法律で定める意味が薄れてしまうからです。

税に関する法律や条例では、下のような5つの大切な要素が定められています。

①課税主体	課税権にもとづいて税金を課し、徴収する国と地方公共団体
②課税物件(課税客体)	税金がかかる対象となる物、行為または事実など。対象が国税の場合は「課税
	物件」、地方税の場合は「課税客体」という。
③納税義務者	納税義務があると定められた個人または法人
④課税標準	課税物件を具体的に数量または金額で表したもの
⑤税率	課税標準に対して適用される税額の割合。一定の金額による場合と、一定の率
	による場合があります。
	税額=課税標準×税率

このほかにも、「どのようにして納めるか」、「いつまでに納めるか」、また、「期限までに納められないときはどうするか」というようなことも定められています。このような事柄は、国民やその地域の住民の総意にもとづいたルールといえるでしょう。

税はみんなで出し合うものですから、「公平・中立・簡素」であることが税制を構築する上での基本原則となります。

「公平・中立・簡素」は、常にすべてが同時に満たされるものではなく、一つの原則を 重視すれば他の原則をある程度損なうことにならざるを得ないというトレード・オフの関 係に立つ場合もあります。



悦金はどのように決められるか

参政権について

参政権とは政治に参加する権利の総称をいいますが、代表的 な権利として選挙権、被選挙権を挙げることができます。この うち選挙権とは、国会議員など公職に就くものを選ぶ選挙で投 票できる権利をいいます。

2016年以降日本国民である18歳以上の男女は選挙権を得る ことができますが、かつては男子で一定額以上の納税をした者 のみに選挙権が与えられていた時代もありました。現在のよう に平等に投票できるようになるまでには、長い年月と多くの 人々の努力があったのです。

国民一人一人に平等に割り当てられている現在の選挙権です が、全く問題がないわけではありません。たとえば一票の格差 が広がったり、投票率が低かったりすると国民の意思表示が正

しく反映されない場合があるからです。

私たちは日本国憲法のもと民主主義社会で暮らしています。 民主主義社会においては、国民一人一人の意思の集まりでもっ て物事を決めることが原則です。日本国憲法では、国民は選挙 により選ばれた代表者を通じて国政に参加するしくみを定めて います。国民は選挙により選ばれた国会議員を通じ、社会と主 体的に関わっているといえます。

この社会との関わりにおいて重要なところは、民主主義社会 の本質である個人の尊厳と人権の尊重の実現は、選挙を通じて なされるという点であり、国民が政治に参加する権利、すなわ ち参政権は民主主義社会の基盤をなす権利であるといえます。

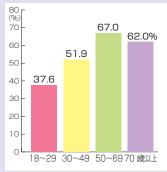
選挙権の行使状況は?

次の資料は、第49回衆議院議員総選挙(2021年)におけるデータをまとめたものです。

①年代別有権者の割合



②年代別投票率



(① ② 総務省資料、抽出調査より作成)

投票者数の差

③年代別投票の際に考慮したことがら(③明るい選挙推進協会公開資料)

	18~29歳	(%)	30~49歳	(%)	50~69歳(%)	70 歳以上(9	6)
1	景気対策	43.5	景気対策	57.3	医療・介護	56.5	医療・介護	63.9
2	子育て・教育	39.5	子育て・教育	51.7	景気対策	55.7	年金	55.4
3	コロナ対策	34.7	医療・介護	42.5	コロナ対策	42.9	景気対策	46.1
4	4 医療・介護		コロナ対策	33.5	年金	41.1	コロナ対策	43.9
5	雇用対策	21.0	雇用対策	28.6	子育て・教育	29.2	子育て・教育	27.5
6	年金	17.7	年金	24.0	雇用対策	26.7	外交・防衛	24.0
7	7 財政再建		消費税	19.2	財政再建	23.4	消費税	22.9
8	8 男女共同参画*		財政再建	18.2	原発・エネルギー	18.1	財政再建	21.2
9	消費税	12.9	外交・防衛	13.8	外交・防衛	18.1	原発・エネルギー	19.7
10	10 憲法改正		防災対策	10.0	消費税	17.7	防災対策	19.5

*男女共同参画は「男女共同参画/ジェンダー平等」を示す。



年代別有権者数の割合と年代別投票率から計算した場合、18~29歳の投票者数は何万人になるでしょうか? また、70歳以上の投票者数は何万人になるでしょうか? 投票者数の差も計算してみましょう。

18~29歳 有権者 1 億 561 万人 × その年代() % × 投票率(1万人) % = [70 歳以上 有権者 1 億 561 万人 × その年代() % × 投票率() % = [1万人

[

] 万人

■ラム「国民やその地域の住民の総意にもとづいたルール」を目指すには

□ 若者と高齢者との間の問題:シルバー民主主義

シルバー民主主義とは、高齢者などの声が強く反映されている民主主義をいいます。

日本では2000年代後半から有権者に占める高齢者の比率が 急上昇する一方で、20代~30代の有権者の投票率が低く、政 治家にとって「高齢者の声」を優先すべき状況が続いています。

具体的な影響として、税金の使い道の選び方について検討しましょう。たとえば多くの自治体において教育施設よりも高齢者向け施設の建設が、子育て世代向けよりも高齢者向けのイベ

ント支援が優先される傾向が見られます。また年金、医療、介 護など高齢者向けの支出が増える一方で、子育て世代や経済的 に不安定な若者への支援の進行具合は緩やかです。

シルバー民主主義は高齢者と若者の間の格差を広げ、若者の、 ひいては日本全体の活力をそいでいるという指摘もあります。 政府は選挙権が得られる年齢を引き下げるなどの対策を実施し ていますが、現時点で有効性は認められていません。

② 現在の世代と未来の世代との間の問題:世代間の公平

世代間の公平を考える上では、異なる世代を比較して負担の公平が保たれているかという観点と、それぞれの世代の受益と負担のバランスが保たれているかという観点、その両方から考える必要があります。

たとえば、医療、年金、介護サービスなどの社会保障について世代間格差が論じられています。現行の公的年金のように世代間にわたる所得移転を基礎とする制度では、負担と受益に関して世代間で大きな不均衡が生じることが問題視されています。特に少子高齢化が進むにつれ、若い世代ほど受け取る年金額に比べて負担が大きくなる現行制度では、世代間の負担と受益についての公平性が保たれないという考え方が大きく取り上げられるようになってきました。

また、財政についても公債残高約1,026 兆円、長期債務残高約1,244 兆円(令和4年度末見込み)と積み上がった多額な借金の返済は未来世代に引継がれることになります。

負担と受益の公平性については、新たな社会保障制度の構築、 税制度の見直し、所得の再配分などを中心課題として、国民全 体で議論し選択していかなければなりません。

世代間の公平は、社会保障や経済についてだけでなく、地球温暖化などの環境問題についても考えていく必要があります。過去世代、現在世代、未来世代という同時に存在しない世代間の権利や義務を論じるときに、「未来世代の生存権を保障する責任が現在世代にある」という考え方が議論の基礎にあることを忘れてはなりません。

公平に対する考え方は立場が変わると変化することもあります。公平観は人によってまた時代によって異なることが少なくないため、世代間の公平性を確立することは簡単ではありません。公平な秩序ある社会を構築するために、ここにも「思いやり」の心が必要です。

考えてみよう 老点して会政権を行体する?

何を考慮して参政権を行使する?

ここまで、租税法律主義の意義を確認するとともに、税金の使い道や集め方を決める上での優先順位は人それぞれの立場で異なっていることを確認してきました。

左ページの「年代別投票の際に考慮したことがら」も参考にしながら、あなたが何を考慮して参政権を行使しようと考えるか、理由とともに書きましょう。

日本国憲法

第14条【法の下の平等】① すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、 政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。(②~③略)

第 15 条【公務員の選定·罷免権】 ①公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。(②~④略)



税金はどのように決められるか

(2)公平な負担にするというルール(公平負担の原則)

日本国憲法第14条第1項は、私たちがすべて法の下に平等に取り扱われる権利がある ことを保障し、それとともに不合理な差別を禁止しているといわれています。これは税金 の法律をつくるときに負担のしかたを決める場合にもあてはまることです。形のうえの平 等ばかりではなく、実質的にも公平でかつ平等な負担になるように定めることを必要とし ます。これを「公平負担の原則(租税公平主義)」といいます。

■誰が税金を負担するのか

みんなで出し合う税金。「みんな」にどのように配分すれば公平なのでしょうか?

その人が受ける公的な保護や利益の大きさに応じて税金の負担を配分することが公平で あるという考え方があります。この考え方を**応益負担の原則**といいます。この考え方の難 しいところは、誰が、どのような公的な利益を、どのような大きさで受けているといえる のか、その判定が難しいことです。

他方、その人の税金を負担する能力(担税力)に応じて、税金の負担を配分することが 公平であるという考え方もあります。この考え方を応能負担の原則といいます。担税力は、 所得、財産、消費の大きさによって測られます。

2水平的公平と垂直的公平

公平な負担を実現するのはたいへん難しいことです。おなじ経済力の人におなじ負担に なるように、たとえば 300 の所得の人の税金が 30 なら、300 の所得の人は等しく 30になるように形式的公平をはかる必要があります。これを水平的公平といいます。

さらに、おなじ 10%の負担でも、所得 1.000 の人と 100 の人では負担感が違います。 1,000 の人は 900、100 の人は 90 手元に残りますが、生活のために 90 が必要な場合、 100の人は生活以外は何も使えないからです。そこで、経済力のある人には200ある いは 300 とより多くの負担を求め、累進課税で実質的な公平をはかる必要があります。 これを**垂直的公平**といいます。公平な負担を実現するためには、水平的公平と垂直的公平 がともに満たされることが大切です。

なお、累進課税は富の再分配をはかるはたらきがありますが、所得の多い人ほど税金の 負担が大きくなるために、累進度がつよすぎると「働く意欲をなくす」という意見があり ます。国民が望む税金の累進度については、国民の代表である国会をとおして反映される ことになります。

▶1 累進課税

累進税率を用いて課 税する税制。支払い能力 に応じて税金を負担する しくみで、主として直接 税に取り入れられていま す (p.24 参照)。



公平な税の集め方とはどのようなものだろうか?

人それぞれの負担の程度を、どのような尺度で、どのようにしたらもっとも公平な負担といえるか は、簡単には答えの出せない問題です。そこで次の事例について考えてみましょう。

	持っているお金	① の 案	② の 案	③の案	E	自分の案
Αさん	7,000 万円	1.000万円	3,000 万円	1,500万円	[] 円
Bさん	2.500 万円	1.000万円	0円	1,500万円	[] 円
Cさん	500万円	1.000万円	0円	0円	[] 円
合計	1 億円	3.000 万円	3,000 万円	3,000 万円		3,000万円

Aさん、Bさん、Cさんが住ん でいる町に、図書館を建てることに なりました。そのためには 3,000 万円が必要です。A さん、B さん、 Cさんからいくらずつお金を集めた らよいでしょうか?



税金と財政

(1) 国と地方の予算

国および地方公共団体の収入と支出にかかわる事務は、毎年4月から翌年3月までの会計年度という期間で行われます。この1年間の収入を「歳入」、支出を「歳出」といいます。歳入・歳出の一会計年度の見積もりが「予算」です(▶内訳はp.14)。

国の場合、内閣が翌会計年度の予算案を作成して、国会に提出し、その審議・議決を経たうえで執行することになっています。また、一会計年度が終了すると、歳入・歳出の実績を数値で表した決算が作成され、会計検査院の検査・確認を経た後、内閣から国会へ提出されることになっています。

地方公共団体の場合、それぞれの長が翌会計年度の予算案を作成して、議会に提出し、 議会の審議・議決を経て、執行することになっています。一会計年度が終了すると、決算 を議会に提出します。



(2) 財政支出のコントロール

国会は、国の財政支出に対するコントロールを、予算を審議することで行います。

予算の編成や執行が適切・有効に行われたかどうかチェックし、その結果を次の予算編成や執行に反映させることは、国の財政活動を健全に維持していくために重要なことです。

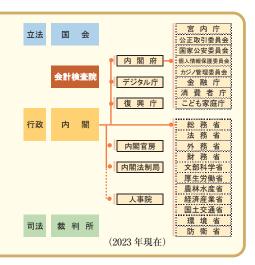
しかし現代は、社会政策、不況対策、産業・経済対策など国家の活動も活発で、それにともなって、財政規模がいちじるしく増大し、複雑になっています。国会での予算コントロールも難しくなってきています。誰がみても実態や全貌を確かめることができるようなわかりやすい予算が組まれるように関心を強めていくことが、民主主義の望ましいあり方といえるでしょう。

ヨラム 会計検査院とは

会計検査院は、国の財政に関する収入 (歳入)・支出(歳出)の決算の検査、会 計・経理の監督などを行う国の行政機関 で、憲法および会計検査院法にもとづい て設けられたものです。

会計検査院は意思決定を行う検査官会 議と検査を実施する事務総局で組織され ています。憲法で定められた独立機関と してどこからも支配や干渉を受けていな い組織です(右図参照)。十分かつ大胆 な検査を行うことが期待されています。

令和2年度に会計検査院が税金の無駄 造いや不正支出を指摘したのは210件で、指摘金額は2,108億7,231万円でした。



日本国憲法

第90条【会計検査】① 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。(②略)

第91条【財政状況の報告】内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年1回、国の財政状況について報告しなければならない。

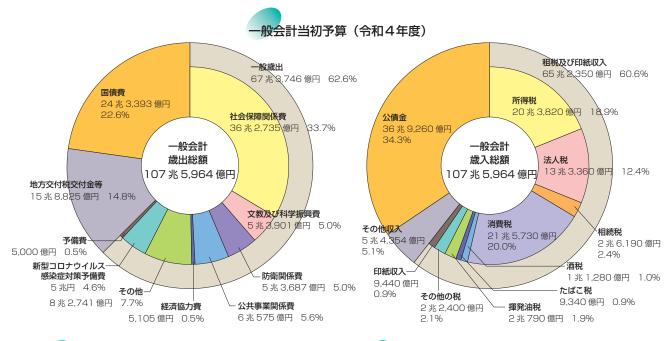


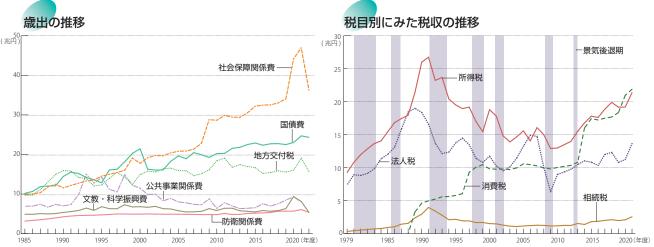


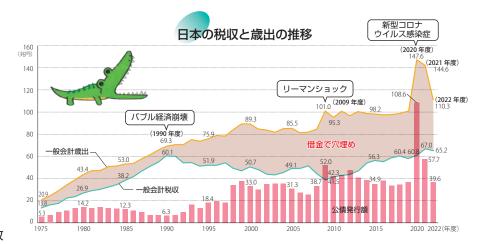
(3)税金の使われ方

私たちはこれまでに、国や地方公共団体が提供する公共施設・公共サービスなどの資金として税金が必要であることを知りました。ところで、納税者が納めた税金はどのくらいの規模で、どのような公共施設・公共サービスなどに、どのくらいの割合で使われているのでしょうか。

以下、予算をとおして、税金の収入規模や税金の使われ方をみてみましょう。









日本の財政は?

■ p.14 歳出の推移のグラフから傾向を読み取り、文章を完成させましょう。

〕が大きく増加しているね。少子高齢化が関係しているのかな。

2 p.14 税目別にみた税収の推移のグラフから傾向を読み取り、文中に当てはまる語を A \sim C から選択して、文章を完成させましょう。

A 所得税·法人税 B 消費税 C 相続税

[A · B · C] は安定している税収だね。

階段のように増えているのは税率が変わったタイミングごとに増えるからなのかな。

② [A · B · C] は景気が悪いときには少なくなるね。景気が良くなると増えていくのかな。

③ [A · B · C] も安定している税収だね。でも税収に占める割合としては少ないね。

考えてみよう

財政再建に向けて

現在、一般会計歳出と税収の差は大きく開いており、依然として解消されていません。財政再建に向けて考えられる方法には、どのようなものがあるでしょうか? 歳出を再構成する方法、税収を増加させる方法など具体的に考えてみましょう。

献出の主な用途は次のとおりです。どの部分についてどのような財政再建を進めることができるでしょうか。 あなたの考えを提案しましょう。

社会保障関係費	「医療」、「年金」、「福祉」、「介護」、「生活保護」「子育て支援」などの公的サービスを行う		
公共事業関係費	道路や港湾、住宅や下水道、公園、河川の堤防やダムなど、社会経済活動や国民生活、国土保全の基盤となる施設の整備、 防災対策を行う		
文教および 科学振興費	公立小・中学校の教員の給与や校舎改築、国公立大学法人・私立学校の援助、教科書の配付、宇宙開発、海洋開発、環境対策、 コンピュータなど情報通信(IT)の研究開発などを行う		
防衛関係費	防衛力整備や自衛隊の維持運営(隊員の給与、装備品の修理・購入など)、基地周辺対策、治安維持などを行う		
地方交付税 交付金等 公的なサービスに地域格差が生じないように地方公共団体の財政力を調整するために支出する			
国債費	国債を返したり利子を支払ったりするために支出する		

あなたの考え

 ・社会保障関係費
 増・減・不変
 ・公共事業関係費
 増・減・不変

 ・文教および科学振興費
 増・減・不変
 ・防衛関係費
 増・減・不変

 ・地方交付税交付金等
 増・減・不変
 ・国債費
 増・減・不変

課税の対象を増やしたり、税率を増やしたりする以外にも、税収を増加させる方法があるかもしれません。 そのうちの一つが、経済成長を実現させて税収も増やすという考え方です。では、経済成長するのに有効な方法はある のでしょうか? それとも、税金のうちどれかを増税することが正解なのでしょうか?

次の例を参考にしつつ、あなたの考えを書いてください。

- ① 消費税減税 → 消費意欲が向上する → 社会が活性化して経済成長 → 減税した以上の税収が入ってくる!
- ② 公共事業増加 → 仕事が増えて給料をもらえる人も増える → 社会が活性化して経済成長 → 使った以上の税収が入ってくる!

あなたの考え



▶1 本人の負担と事業 所の負担を合わせた額です。

▶2 国民所得

一つの国の居住者が 一定期間(ふつうは1年間)に財・サービスを生 産して得た所得の合計、 価値の総額をいいます。

略称はNI(= National Income)。

(4) 国民負担率のあり方

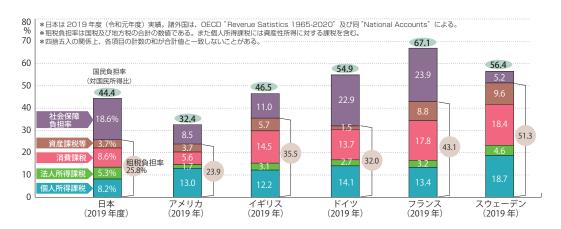
下のグラフは各国の国民負担率を表したものです。国民負担率とは、国民が租税(税金)や社会保障(年金・健康保険料など)を年間どのくらい負担したかという割合を示す指標です。租税負担と社会保障負担をたして国民所得で割ったものです。

日本の国民負担率は、国際比較をすると低い水準にあります。しかし、今後さらに高齢化がすすんで社会保障費が増えていくことがみこまれるのに対して、国の財政は国債費の償還資金などで圧迫され、改善の見通しも立たない状況です。国民にも税金や社会保険料の負担と受益の関係、つまり「高福祉・高負担」か「低福祉・低負担」かの選択が求められるようになってきました。この選択については、国民の代表である国会をとおして、みんなで決めていくことですが、問題は、負担と福祉のバランスにあります。必要な福祉が効果的に得られるように、歳出や税制もふくめて、そのあり方を考えるため、国民の英知を集めることが不可欠といえるでしょう。

このほかグラフからは、国民負担率が国によってかなり違うことがわかります。フランスのように負担率の高い国もあればアメリカのように低い国もあります。また租税で負担しているか社会保障で負担しているかについても、ドイツのように租税と社会保障が半々に近い国もあればアメリカのように社会保障負担が少ない国もあります。

このように国民負担率の高い低いとそのあり方は、社会福祉のしくみや歳出全体の内容などとの関係が深く、単純に国際比較できない難しさがあります。国民負担率の単純な比較だけで高低を論じることは、一面的な視点でしかありません。

国民負担率の国際比較 (財務省資料による)



■ラム 世界幸福度ランキング

幸福度ランキングは、国連機関である持続可能な開発ソリューションネットワーク (SDSN) が毎年発表している世界ランキングです。

このランキングの特徴は、「幸福度」という目には見えないものを数値化して、順位付けしている点にあります。各国の幸福度は、主に「主観的な幸福度」によって決定されます。キャントリルラダー(Cantril ladder)と呼ばれる手法を用いて、自身の幸福度が $0\sim10$ までの11段階中、どこに当てはまるのかを明らかにし、そのうえで、右の6つの項目を加味して判断されます。

①1人当たり国内総生産 (GDP) ②社会的支援の充実(社会保障制度など) ③健康寿命 ④人生の選択における自由

度 ⑤他者への寛容さ(寄付活動など) ⑥国への信頼度

2022 年度のランキングでは、1 位フィンランド、2 位デンマーク、3 位アイスランドでした。国民負担率を比較した国については、スウェーデン7位、ドイツ14位、アメリカ16 位、イギリス17位、フランス20 位に対して、日本は54 位でした。

日本と比べて低福祉の国よりも高負担の国よりも、日本の幸福度が低いということは、現在の負担と福祉のバランスについて他国と比べるとより改善すべき点があるということを表しているのかもしれません。

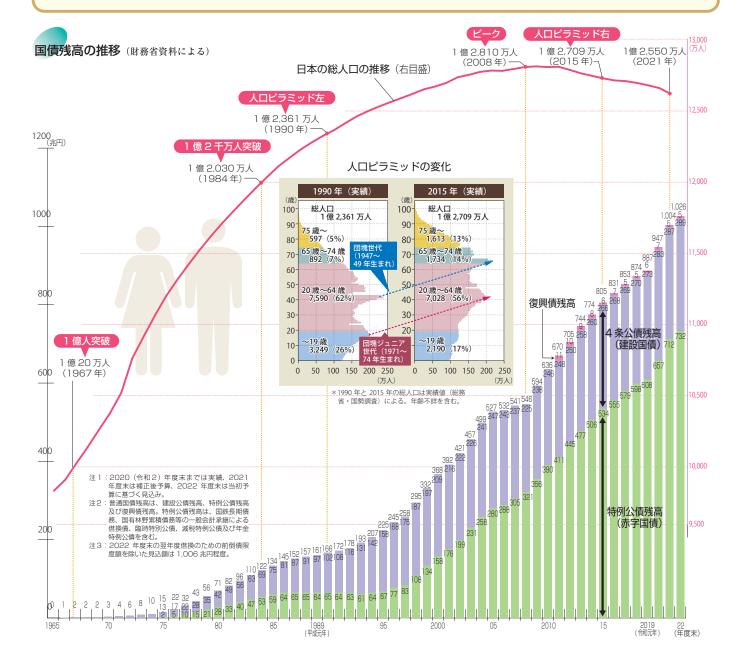
| ラム 増えていく国債残高

歳入は歳出をまかなう財源ですから、税金収入が多いことが 望ましいのですが、現在、国の歳入総額に占める税収は半分余 りで、残りは公債金収入です。公債金収入とは、国が5年、10 年などの期限を定めて発行した国債という証券を企業や国民な どに買ってもらって得た収入です。これは期限がくると買いも どすことになる、いわば国の借金です。

わが国では、国債の発行は原則として禁じられていますが、公共事業などの財源にあてる場合の建設公債(建設国債)に限って認められています。しかし、歳入が不足していてもタイミングよく実施しなければならない経済政策や事業もあります。そこで特例法を定めて、財源を確保するための国債が発行されるようになりました。これを特例公債(赤字国債)といい、石油ショック後の税収不足を補うために1975(昭和50)年から発

行がはじまりました。それ以後、赤字国債は発行されつづけています。2022(令和4)年度には、歳出見込額 107.6 兆円に対して、歳入不足を補うために 36.9 兆円の国債が発行されます。そのうち 30.7 兆円が特例公債です。これまでに発行した建設公債と特例公債の合計残額は、2022 年度末で 1,026 兆円とみこまれています。

国債は国の借金ですから、償還期限(借金を返済する約束の日)のきた国債を利子をつけて国が買いもどさなければなりません。そこで、国債を買いもどすためにさらに国債を発行するという悪循環がつづき残高が増えてきたのです。このようにして膨大になった国債残高がわが国の財政を圧迫し、国民の大きな負担となっています。また、出生数や合計特殊出生率が減少し、日本の総人口が減少に転じている点も忘れてはいけません。





さまざまな税金

現在、日本には50以上の税金があります。税金の分類方法はいくつかありますが、こ こでは、国に納める税金(国税)と地方公共団体に納める税金(地方税)とに分けてあり ます。

- 国に納める主な税金・

税*1 所 得

個人が所得に応 じて負担する税 金です。



法人 税

会社などの法人 が、所得に応じ て負担する税金 です。



相続 税



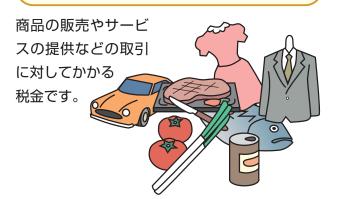
死亡した人から財産を相 続した人が、相続した財 産の評価額に応じて負担 する税金です。

贈 与 税

個人から財産を 無償でもらった 人が、贈与を受 けた財産の評価 額に応じて負担 する税金です。



消 書 税



酒 税

清酒・ビール・ワインなどの代金に ふくまれている税金です。



350mlあたり ビール

発泡酒 麦芽比率 25%未満



350mlatb 350mlatb 720mlatb 720mlatb その他の 発泡性酒類



果実酒 清酒 (ワイン)

72.0

円

そ 他 **の**

印紙税、登録免許 税、揮発油税、石油 ガス税、国際観光旅 客税、関税、たば こ税、とん税など。



* 1 東日本大震災からの復興にあてる財源の確保を目的として、2013(平成25)年から2037(令和19)年までの25年間にわたり、基準 所得税額に対し2.1%の復興特別所得税が課税され、上乗せされている。

地方公共団体に納める主な税金

住 民 税*2

法人や個人が所得に応じ て負担する税金です。



自 動 車 税

自動車を所有している法人や 個人が負担する税金です。



事業税

事業を営んでる法人や個人が所得な どに応じて負担する税金です。



不動産取得税

土地や家屋を取得したと きに負担する税金です。



固定資産税

土地や家屋および事業用の機械などを所有している法人や個人が負担する税金です。



その他

ゴルフ場利用税・入湯税・宿泊 税など。



* 2 東日本大震災からの復興にあてる財源の確保を目的として、2014(平成 26)年度から 2023(令和 5)年度までの 10 年間にわたり、住民税の均等割に対し、道府県民税、市町村民税に各 500 円加算されている。

新しい税金を考えてみよう

SDGs (Sustainable Development Goals) の目指すゴールのうちいくつかが環境保全に関するものであるように、これからも私たちの住む世界を安全安心で豊かなものにしていくために、環境への配慮が要求されます。

「税」にも地球温暖化防止や国土や水源の保全などを図ることを目的としたものがあります。たとえば、石油石炭税(石油や石炭といった化石燃料の使用量に応じた課税)や、森林環境税(森林整備に充てるため、個人住民税と合わせて一人あたり1.000円/年を課税、2024(令和6)年度より施行)などがあります。

以上の例を参考に、環境保全に関連する項目(エネルギー、資源、物の消費、ゴミ、環境など)のうち、何か一つを選択して、その項目に対する課税方法を考えてみましょう。

環境項目	課税方法
例 生ゴミ	生ゴミは分別して、専用のゴミ袋を使用し、そのゴミ袋の購入に対して課税する。

■ラム 直接税と間接税

直接税とは、法律上の納税義務者と実際に税を負担する者が一致していることが予定されている税金をいいます。所得税、法人税、相続税、贈与税、住民税、事業税がそれにあたります。直接税の特徴は、納税者の所得や財産の大きさ、その性質に応じた、一人一人の担税力を考慮した課税ができることです。

間接税とは、税が転嫁(税金を価格などに上乗せして負担を

移すこと)されて法律上の納税義務者と実際に税を負担する者とが一致しないことが予定されている税金をいいます。消費税、酒税などがそれにあたります。間接税の特徴は、景気に左右されず、一定の税収が確保できることや徴税費が安いことですが、所得の多寡に関係なく同率または同額課税となり、低所得者ほど税の負担割合が高くなります。



税金の種類と計算方法(① 所親

(1) 所得税

■所得税の計算方法



所得税とはどのような税金ですか。



所得税とは、商売で利益を得た自営業者や会社から給料を受け取る 会社員などが、毎年1月1日から12月31日までの1年間に得た所得に 対してかかる税金です。

- 所得税の計算方法

収入金額-必要経費など=所得金額(p.20表1参照) 所得金額-所得控除 (p.22 表2参照) = 課税所得金額 課税所得金額×税率(p.24表3参照)=税 額



所得とは何ですか。



所得とは、その年の収入金額から、その収入を得るために必要とした経費 (必要経費) を差し引いたもの、または税法で定められている一定の金額 (控除額) を差し引いた残りの金額をいいます。

表 1 所得の種類と所得金額の計算方法

所得金額は、下の 10 種類のいずれかにあてはめて計算します。

所得の種類		収入の	種類	所得金額の計算方法		
① 利子所得 ※注3	預	貯金・国債の利子な	Fど	収入金額=所得金額		
② 配当所得 ※注3	株	式や出資の配当など	<u>v</u>	(収入金額)-(株式などを取得する) ための借入金の利子)		
③不動產所得	家	賃・地代など		(総収入金額)-(必要経費)		
④事業所得	商	工業・農業などの事	業から生じる収入	(総収入金額)-(必要経費)		
⑤給与所得	給	料・賃金・ボーナス	くなど	(収入金額)-(給与所得控除額)		
⑥退職所得	退	職金・一時恩給など	<u>,</u>	(収入金額-退職所得控除額)× <u>1</u> 2 ※注4		
⑦山林所得	Щ	林の立木を売った収	以入	(総収入金額)-(必要経費)-(特別控除額)※注1		
	総合	ゴルフ会員権な	所有期間5年以内	(総収入金額)-(取 得 費)-(特別控除額)※注1		
® 譲渡所得	課税	どを売った収入	所有期間5年超	{(総収入金額)-(取得費)-(特別控除額)}× 1 ※注1		
※注3	分離	土地や建物などを	売った収入	(総収入金額)-(取 得 費)-(特別控除額)※注2		
	課 株式などを売っ た収入	前告分離課税 	(総収入金額)-(取 得 費)			
⑨一時所得 ※注3	保険の満期一時金・立ち退き料など			【(総収入金額) - (収入を得る) - (特別控除額)		
⑩ 雑所得 ※注3		的年金や生命保険契 ど①~⑨以外の所得		(総収入金額)-(必要経費または 公的年金等控除額)		

※注1:特別控除額は50万 円が限度です。

※注2: 特別控除額は収用等 や居住用財産の譲渡 に限ります。

※注3:表3を使わず、 課税の税率を適用す る場合があります。

※注4:特定役員は、取り扱いが異なる場合があ ります。



どのような所得の分類がいいのかな?

日本では所得を 10 種類に区分しています。これは、所得の性質や発生の形態によって税金を負担する能力(担税力)が異なるからです。課税の公平を図るため、所得の種類に応じて計算方法や課税方法が異なっています。 所得の分類についての様々な意見を検討してみましょう。

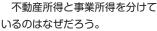
株式などの投資関係は1つの 所得にまとめていいと考えます。

利子や配当、株式などの売買による利益と、株式などの売買による損失は相殺することができる制度もあるそうです。結局、計算上合算するなら、所得の種類を分ける必要性を感じられませか。

申告書を見たら雑所得は、公的 年金等、業務、その他の3つに 区分けして申告しなければいけな いみたいだね。

分けて申告書に記入するのに、 雑所得としてまとめている意味が 分かりません。

(▶申告書は p.33)



確かに、商売で稼ぐ人と、不動 産賃貸などで稼ぐ人は、稼ぎ方は 違うと思う。だったら、農業で稼 ぐ場合はどうなのかな。

事業所得は営業等と農業で区分けして記入、そもそも不動産 所得は別。違和感のある申告 書の様式だな。



現在の日本の所得分類について、あなたの考えを理由とともに書きましょう。



譲渡所得に対する公平な課税方法は?

譲渡所得は、長期間にわたって徐々に累積してきた値上がり益(キャピタル・ゲイン)が資産の譲渡によって一挙に実現するものであるため、高い累進税率の適用を緩和する必要があるという考え方があります。

日本では、一定の譲渡所得についてはその2分の1のみを課税対象としたり、一律に適用される固定の税率で税金を計算する分離課税の対象にしたりして、税負担の軽減が図られています。

一方で、以下に引用した資料を検討しましょう。

高額所得者になるほど譲渡所得を原因とするケースが増えています。また、分離課税が適用されることで、合計所得金額に対する算出税額の割合(税負担の割合)が、所得が増えるほど減少していることが分かるはずです。





(財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」平成26年第2号[通巻第118号] 2014年3月発行)

譲渡所得に対してどのような課税方法を用いることが公平な結果をもたらすのか、あなたの考えを理由とともに書きましょう。



税金の種類と計算方法 (1) 所得税



所得控除は何のために設けられているのですか。



所得控除は、扶養親族が何人いるか、病気や災害による出費があったかな ど、個人的な事情を税負担に反映させるために設けられています。

2,400 万円超 2,450 万円以下

2,450 万円超 2,500 万円以下

2,500 万円超

32万円

16万円

0円

29 万円

15万円

0円

表2 所得控除(所得から差し引かれる金額) 控除額 種 類 内 容 所得税 住民税 災害、盗難、横領により生活用資産などに (損失額-総所得金額等の10%) 雑箱控除 0 いずれか多い額 受けた損害 (損失額のうち災害関連支出) - 5万円 ①年間の支払医療費ー保険金等で補てんされる金額-10万円 本人、生計を一にする蓜偶者や親族のため か、総所得金額等の5%のいずれか少ない額(最高200万円) 8 医療費控除 に支払った医療費 ② 1 年間の特定一般用医療品等購入費-保険金等で補てんされ *①と②の選択適用 る金額-1.2万円(最高8.8万円) 本人、生計を一にする配偶者や親族の健康保 3 社会保険料控除 支払額の全額 険料、介護保険料、公的年金などの保険料 小規模企業共済法に基づく掛金、確定拠出 小規模企業 4 支払額の全額 共済等掛金控除 年金掛金、心身障害者扶養共済掛金 本人、配偶者、その他の親族を受取人とし 新制度 最高4万円 最高 2.8 万円 た生命保険料 旧制度 (H23.12.31 以前契約分) 最高 3.5 万円 最高5万円 本人、配偶者を受取人とした個人年金保険 最高4万円 最高 2.8 万円 新制度 6 生命保険料控除 最高5万円 料 旧制度 (H23.12.31 以前契約分) 最高 3.5 万円 介護医療保険料 最高4万円 最高 2.8 万円 *生命保険料控除額の上限は所得税 12 万円、住民税 7 万円 居住用の家屋、動産に掛けた地震保険契約 地震保険料控除 最高5万円 最高 2.5 万円 6 に係る保険料(旧長期損害保険料を含む) (特定寄附金の支払額) いずれか 所得控除なし 0 寄附金控除 特定寄附金を支払ったとき - 2千円 (総所得金額等の 40%) 少ない額 税額控除 1人につき 27万円 26 万円 本人、同一生計配偶者、扶養親族が障害者 特別障害者 40万円 8 障害者控除 30万円 であるとき 同居特別障害者 75万円 53万円 生計を一にする子があり、かつ合計所得が ひとり親控除 35万円 30万円 9 500万円以下の単身者 合計所得が500万円以下で①又は② 寡婦控除 (女性) ①夫と死別 27 万円 26 万円 1 9以外の場合 ②夫と離婚し子以外の扶養親族あり 勤労学生控除 本人が勤労学生で所得が一定額以下の人 27 万円 26 万円 1 配偶者控除(配 配偶者の合計所得が 48 万円以下で一定の 一般 13万円~38万円 11万円~33万円 偶者の給与収入 ø 16万円~48万円 場合(控除対象配偶者) 老人(70歳以上) 13万円~38万円 103万円以下) 配偶者特別控除 配偶者の合計所得が 48 万円超 133 万円 1万円~38万円 1万円~33万円 (配偶者の給与 以下で一定の場合 13 収入201.6万 円未満) 納税者本人の合計所得により一定の控除があります **企**以外の場合 年少(16歳未満) 0円 0円 一般(16歳以上で下記以外) 38万円 33万円 親族の合計所得が48万円以下で一定の場 扶養控除 12 特定(19歳以上23歳未満) 63万円 45 万円 合(扶養親族) 48 万円 38万円 老人(70歳以上) 同居老人等(70歳以上) 58万円 45 万円 2,400 万円以下 48 万円 43万円 本人の控除

納税者本人の合計所得が 2,500 万円以

下の場合

1

基礎控除

[※]注 会社員など(給与所得者)の場合、◑、➋、ਓの適用を受けるためには、確定申告をしなければなりません。

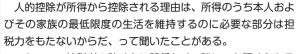


人的控除は誰に適用すべきか?

所得控除のうち、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除および扶養控除を一括して人的控除と呼ぶことがあります。 人的控除が所得から控除される範囲についての対立する意見を検討してみましょう。

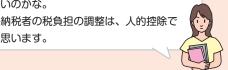
納税者本人の合計所得が一定額を超えるとき、言い方を変え ると、たくさん稼いでいる納税者(高額所得者)であるときは、 基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除の金額が減少し、ある いは控除すること自体できなくなっているのが、現在の日本の 所得控除のしくみです。

たくさん稼いでいる納税者は担税力があるのだから、人 的控除を適用する必要はないよ。



これって、納税者の稼ぐ力に関係なく、誰にでも認められる べき最低保障じゃないのかな。

担税力に応じた各納税者の税負担の調整は、人的控除で やらなくてもいいと思います。



あなたは人的控除が適用される納税者の範囲はどうあるべきだと考えますか? 理由とともに書きましょう。

所得の控除か? 手当の給付か? 公共サービスの無償化か?

すべての国民が「健康で文化的な最低限度の生活」をするために税のしくみを使ってできる方法には何があるでしょうか? 通学している子どもがいる家庭を例にとって「子育て支援」のさまざまな方法を検討してみましょう。

集める税金を減らす方法はど うでしょう。生活に必要なお金 を手もとに残すために、課税さ れる所得を減らして納税額を減 らす人的控除はその代表的

な方法です。

集めた税金を手当として支給する方法はど うでしょう。生活に必要なお金を補うために、 たとえば、現在、16歳未満の子どもがいる 世帯には児童手当が支給されています。なお、 児童手当は、高額所得者については支 給されません。

集めた税金を活用した公共 サービスを無償で利用できる ようにする方法はどうでしょ う。たとえば、現在、公立の 小中学校の授業料は無償 です。

考えてみよう

(参考):「高校実質無償化」の制度は正式には「高等学校等就学支援金制度」といい、一定の所得未満の世帯が高等学校の 授業料相当額の支給を受けられる制度ですので、手当等の給付による方法に分類されます。

現在の日本でとられている方法を整理すると以下のとおりになります。

年齢	扶養控除	各種給付※	公立学校
16 歳未満	なし	児童手当	無償
16 歳以上 19 歳未満	16 歳以上 19 歳未満 38 万円		有償
19 歳以上 23 歳未満	63 万円	なし	有償

(※給付は所得制限あり)

■ 公平・中立・簡素の観点を意識し、あなたが考えるより良い「子育て支援」のあり方を整理して表を完成させてみましょう。

年齢	扶養控除	各種給付	公立学校	他の方法
16 歳未満				
16 歳以上 19 歳未満				
19 歳以上 23 歳未満				

2 なぜ ■ のような表にしたのか、理由を書きましょう。



税金の種類と計算方法 (1) 所得税

表3 所得税の速算表(住民税は一律10%です)※注5

*注5:平成25年から令和19年までの各年分の確定申告においては、所得税と復興特別所得税(原則として、その年分の所合額の2.1%)を合わせて申告・納付することになります。

課税所得 🙆	税率 B	控除額 ●	税額=(△ × B − ⑥)
195 万円以下	5%	0円	(A×5%)
195 万円を超え 330 万円以下	10%	97,500円	(A×10%-97,500円)
330 万円を超え 695 万円以下	20%	427,500円	(A×20%-427,500円)
695 万円を超え 900 万円以下	23%	636,000円	(A×23%-636,000円)
900 万円を超え 1,800 万円以下	33%	1,536,000円	(A×33%-1,536,000円)
1,800 万円を超え4,000 万円以下	40%	2,796,000円	(A×40%-2,796,000円)
4,000 万円超	45%	4,796,000円	(A×45%-4,796,000円)

体験してみよう

累進課税の計算方法

累進課税の計算方法として、次の二つの方法があります。

一つは、課税される所得金額が一定の金額を超えるごとに、超えた部分の金額に適用される税率が増加していく、超過累進課税の方法です。 もう一つは、課税される所得金額が一定の金額を超えるごとに、すべての所得金額に適用される税率が増加していく、単純累進課税の方法です。

■ 日本の所得税は、どちらの計算方法を採用しているでしょうか?

超過累進課税の方法 ・ 単純累進課税の方法

2 単純累進課税の方法で、所得税を計算してみましょう。

税率は、課税所得の金額 195 万円以下は 5%、330 万円以下は 10%であることとします。

①課税される所得金額が 190 万円の場合 1,900,000 円× ()%= ()円

②課税される所得金額が 200 万円の場合 2,000,000 円×()%=()円

3 超過累進課税の方法で、所得税を計算してみましょう。

税率は、課税所得の金額 195 万円以下は 5%、330 万円以下は 10%であることとします。

①課税される所得金額が 190 万円の場合

1,900,000円×()%=()円

②課税される所得金額が200万円の場合

1,950,000円×()%+(2,000,000円-1,950,000円)×()%=()円

= 2,000,000 円× () %- 1,950,000 円× (() - ()) %

= 2,000,000 円× () %- () 円 … 所得税の速算表と照合してみましょう。

4 上記2・3の場合において、税金を納めたあと手もとに残るお金を計算してみましょう。

課税される所得金額	単純累進課	R税の場合の残金	超過累進課税の場合の残金		
1,900,000円	()円	()円	
2,000,000円	() 円	() 円	

考えてみよう

現在の日本の所得税は公平だろうか?

ここまで、所得の種類、所得控除、所得税の計算方法を確認してきました。現在の日本の所得税は公平だと考えますか? または、どの点では不公平だと考えますか? あなたの考えを理由とともに書きましょう。

2所得税の申告と納税



税金はいつまでにどのように納めるのですか。

翌年の2月16日から3月15日までに所轄税務署に確定申告書を提出し、 同時に第3期分の税額(▶p.33確定申告書⑤)の金額を金融機関で支払うか、

税務署で直接支払います。また、預金から自動引落にしたり、e-Tax を利用したダイレクト納付などもできます。

▶1 所轄税務署

住所地の申告などを 受けもつ税務署のこと。



給与所得者と確定申告の関係を教えてください。

給与所得者は、給与や賞与(ボーナス)から所得税などがあらかじめ差し引

2 ♪ かれています(源泉徴収制度)。雇い主など給与の支払者が年末調整をすることで、給与所得者の年間の所得税額はすでに徴収されていた税額と精算されます。そのため、一つの勤め先だけで働く場合には確定申告をする必要がないケースが多いですが、働き方や暮らしが多様化している現在、確定申告が必要になる場合も増えてくるでしょう。

▶2 給与所得者

権 給・給料・賃金・ 歳費・手当などの受給者 のことをいいます。



体験してみよう

給与明細書を読み取ってみよう

11 月分給与明細書

支払	. Н	2022年11月25日
社員	番号	9900-0001
氏	名	日税 一美

株式会社 東税商事

	基本給	時間外手当	役職手当	資格手当	住居手当	家族手当
支給	370,000	25,000	0	20,000	20,000	15,000
X 1/11	通勤手当					総支給額
	0					450,000
	健康保険	介護保険	厚生年金	雇用保険		
控除	21,582	3,608	40,260	2,250		
江 欧	所得税	住民税				控除額計
	8,570	18,700				94,970
 	出勤日数	欠勤日数				差引支給額
勤怠	20 日	0 日				355,030

※社会保険とは、 病気・ケガ、老 後の資金不足、 失業なのといる 生活に備えるしまして あの公的保険制 度です。

1.日税さんの「11月分給与」は何円でしょうか?	[円]

2. 日税さんの「11月分手取り」は何円でしょうか? [円]

3. 日税さんが 11 月に負担した社会保険料は何円でしょうか? [円]

4. 日税さんが 11 月に負担した税金は何円でしょうか? [円]



▶1 扶養親族

の者をいいます。

納税者の収入により 生活をする配偶者以外の 親族で、一定以下の収入

税金の種類と計算方法 (1) 所得税

3 源泉徴収制度と年末調整



ぼんせんちょうしゅうせい ど 源泉徴収制度とは何ですか。



会社などの給与の支払者が従業員の給与や賞与(ボーナス)から、支払額に 応じた所得税を徴収します。その徴収した所得税を、原則として翌月 10 日 までに国に納付する制度です。



月々、源泉徴収する税額はどのようにして決めるのですか。



国税庁が出している「源泉徴収税額表」によって決めます。給料の額と要件 をみたした配偶者や扶養親族の人数をこの表にあてはめて徴収額を出します。



給与所得者にも経費があるのですか。



給与所得者が給与を得るために必要な経費としては、通勤のための交通費や 文具代、制服代などが考えられます。ただ、これらの経費を給与の支払者が 負担している場合は、給与所得者の経費にはなりません。一般的には給与所得者が正確に 把握するのは難しいので、所得税法に「給与所得控除額」という、給与所得者の経費にあ たる性格の控除額を定め、これを差し引くこととしています。

令和2年以降分 給与所得控除額の算出方法(速算表)

給与等のり (給与所得の源泉徴		給与所得控除額
	1,625,000 円まで	550,000円
1,625,001 円から	1,800,000 円まで	収入金額× 40%-100,000円
1,800,001 円から	3,600,000 円まで	収入金額×30%+80,000円
3,600,001 円から	6,600,000 円まで	収入金額× 20%+440,000 円
6,600,001 円から	8,500,000 円まで	収入金額× 10%+1,100,000円
	8,500,001 円以上	1,950,000円 (上限)

※注 同一年分の給与所得の源泉徴収票が2枚以上ある場合には、それらの支払金額の合計額に より上記の表を適用してください。



その年に扶養親族に変更があったとき、どうするのですか。



源泉徴収税額に変更があるため、給与の支払者にその旨を届け出る必要があ ります。



年末調整とはどのようなものですか、教えてください。



給与の支払者が行います。給与所得者それぞれの1年間の給与の総額にかか る所得税額を計算します。その所得税額と、それまでに源泉徴収された税額 の合計額を比較して、源泉徴収税額の方が多ければ差額分を本人に還付し、少なければ差 額分を本人から徴収します。この手続きを年末調整といいます。

年末調整は、年末まで勤務している人で、その年に支払を受ける給与の合計金額が 2,000 万円以下の人を対象に行われます。年末調整が終了した人は、原則として確定申 告をする必要はありません。



1年間の収入が2,000万円以下の給与所得者は、年末調整が済むと確定申告 しなくてもよいのですか。



原則として不要です。年末調整手続のためには、必要に応じて「扶養控除等 申告書」「基礎控除申告書」「保険料控除申告書」などの書類に自分で必要事 項を記入し、また必要書類を添付して、給与支払者に提出する必要があります。

年末調整って本当に必要?



あなたが 1・2・3 のそれぞれの視点に立った場合、年末調整に対する意見として、 次の①~③ のどれを選択しますか? 以下の意見を検討し、理由とともに書きましょう。

納税者にとっては、確定申告の 手間が省けて効率がよく、納 税が簡単に済む便利なシステ ムだと思います。



申告する機会がないと、納税義 務者としての自覚、税金のし くみや税金の使われ方への関 心が薄くなると思います。



雇い主に個人のプライバシーに 関する情報を提供することに抵抗 感があります。雇い主だって、 情報管理が大変じゃないのか な。

- ① 年末調整は継続すべき
- ② 全員確定申告にすべき
- ③ その他の改善案がある



- 1. 会社員など(納税者)の視点
- 2. 雇い主(給与支払者)の視点
- 3. 国(税務署)の視点



税金の種類と計算方法 - (1) 所得税



会社が給与所得者に源泉徴収票を交付すると聞きましたが、それはどのよう なものですか。



下に示したのが、年末調整をした場合の源泉徴収票です。1年間の給与収入 や源泉徴収した税額・所得控除額などがわかります。

源泉徴収票

						4						110/49	年第1	60 96	900						
X 5	n													PEOPEN P	Adole						
9.811	要	京都	時代名	IX.	和	少部	OC	香港				108	67		_		_				_
0.8	展											25.	1918	871	¥25	1.25 1	1				
	151											n			松	本 -	- 11	1			
- 66		- 701		. 3	- 0	- 8	- 10		10 TH	# 15 in	100	5 80	- 28	(949)	100	io Admin	-	_	R ME	1.核1	ST.
: 3	12.FE.FE	14		77	6	600	.000			4.8	40.6	000		2	54	3.088	7	4	. 12	14.8	00
201 96 3 17	esk is see	vin a	100	es et			2000	10.14		E-13;	N. H.	M m	N.	-	110	Acids .	14		心動	-	900
10090		也人		10.			17	TE .	A: 10	有比	A C		20	10.	鉄御	NO.	中	対し	180		CA. Mod
*	提出			333	85	11		4. 個人	1		A 16	A .		群人		A .	-			+	
				210	,000	0	1			L		100	1	.,,,,	L			L.			
	ESMR	#HM/	0/00	101		17.4	(RISK)	Scott 68	10	n		ERNA	NH/	10094	n	N	作化	4年人会1	PARK	Biend	III.
	19	749	088	- 67				50.0	oo:	ଂ			26	0.00	(A)	12					
報型		7.10.	000	_				20.0	00	_			45	0,00	ny.						
2 B 1	#3-08 P-81			- 11	100	ASS.	10	0,000		EKNES HOJES			10	対象人を 物理をつま	推		115	THREE STATES			
459F				11	10194	A TE	10	0.000			Г		7 6	P製人中 の味んり	jt.		H				
esta	(2:087 TOTAL					1000		-	-14			MAJANNE ICHORD				在支援人は					
を対対制 使うたれ	HERBA	49		75	HEAR	100/c (1	-	. *				\$1,849FF 63428FF				但毛统人(毛科(B)(2)			- 11		
	219,999	434	Hi		-		16	_	Т	-	1	1,1	n ja	DOT-M		110,0100	1%	(0.0, M) (0.000)	17.0		_
CO. MICH.	北东	担多	63	67	_	_	- 9	_		無非の 供用符	1.	120,00	0	atme			Pi	1515-0	-Mil		_
	(A) E MATE	175 V	.045				1		-	Hor	1	E CO	1-	-				調整的	DOM:	-	
1	6.6	tn.s		2	111		10			1 1	8.	1	****	*****	-		IK IP				
Щ		-					-		Ļ,										ш		
: [,]	NA.	拉本	#150 W				H W		*		ATT)	H					が				
: []	-111/	O SEA					75	500 :	1 :	100		3						1			
#. l. l	現在					1110	H 90		n n	4000	(FT)				-		Hi O				
8 1	NO. II								â	ľ							i				
П	2220	-				-	- 15		10		RD.				-		16		1		
- 13	IL K						- 0			ľ	4.						18	-			
	5 8	8.	6. 1	N.A.A.W	FAR	*	0	n		-	7.6	H - 0	-		Т		K	* 1.1	2.0		7
	11 11	*	1	30	4.0		1	7								- 17	-			19.17	Ħ.
#	A 46		•	91	4.	4	n	5		**	2.10	٠	H.	10:	-	JL 1			#	н	1
	100					Ξ,	-7									103.8	11	- 4	50	12	2
2 "	0.000	117	東京	86.48	JIII	※大	崎×	×番	191												
	3,0,87	1.86																			
40.00	S.S.T.II.	KING TO	BE ST	Sec. 24		1000	-15	料理	DEC.						EDI:						



年末調整済みの源泉徴収票を読み取ってみよう

(なお、p.28 源泉徴収票の松本一也さんには、他の所得はありません)

- 1. 松本さんの「年収」は何円でしょうか?
- 2. 松本さんの「給与所得」は何円でしょうか?

()円	
()円	

3. 松本さんの所得控除の額の合計額は 2,543,088 円です。

その内訳の計算式を松本さんの源泉徴収票と 表 2 所得控除 (p.22) を参照しながら完成させましょう。

社会保険料控除額		()円
+生命保険料の控除額		()円
+地震保険料の控除額		()円
+配偶者(特別)控除額		()円
+扶養控除額の合計額		()円
(特定扶養1人()円+一般扶養1人() 円)	
+基礎控除額		()円
=所得控除の額の合計額		2	2,543,088 円

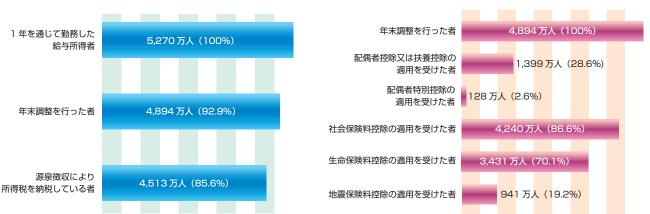
4. 松本さんの年税額(2.1%の復興特別所得税を含む)は134,800円です。

年末調整を行った者と納税者の割合

その金額を導くための計算式を松本さんの源泉徴収票と 表3 所得税の速算表 (p.24) を参照しながら完成させましょう。

① 給与所得の金	額 () [円-所得控除の額()円	
	=課税所得金額()円 →千円未満は	切り捨て()円···A
② A ()円×税率()%-控除額()円	
		=所行	导税額()円 ⋯B
3 B ()円× 102.1%=	復興特別所得税込年税額()円	
		→百円未満切	り捨て 134,800円	···源泉徴収税額

1年を通じて勤務した給与所得者が、年末調整を行った内容について、次の資料から確認してみよう。



(「令和3年分 民間給与実態統計調査」国税庁長官官房企画課 令和4年9月)

年末調整を行った者が適用を受けた主な所得控除



税金の種類と計算方法 (1) 所得税

4確定申告をしなければならない場合



どのような場合に確定申告をしなければならないのですか。

次の場合は勤務先から交付された「源泉徴収票」をもとに、翌年の2月16

- 1 年間の給料・賞与の合計額が 2,000 万円を超えた場合
- ②給与所得以外に20万円を超える他の所得がある場合
- ③原則として給与を2か所以上から受け取っている場合

団確定申告をすると所得税が還付される場合



病気やけがなどをして医療費を支払った場合、申告をすると税金がもどって くることがあると聞きましたが、本当ですか。

▶ 1 税金がもどること を「税金の還付」といい ます。

そのとおりです。これを「**医療費控除**」(▶p.22 表 2) といいます。年末調 1 △ 整で所得税の精算が終わった給与所得者も、1 年間に自分や家族のために 10 万円を超える医療費を支払った場合、確定申告をして医療費控除の適用を受けると、それ に応じた税額が還付されることがあります。医療費が 10 万円以下の場合でも、所得金額 の5%(所得が100万円の場合は5万円)を超えて支払っている場合や、1万2千円 以上セルフメディケーション税制対象医薬品を購入している場合には、控除の対象になり ます。





そのほかに確定申告をすると税金がもどるのはどんな場合ですか。



- ●働いていた人が年の中途で退職をして年内に再就職しなかった場合
- 2 ▲◯◯◯◯◯ 2日本赤十字社やユニセフなどに寄付をした場合
 - 3住宅を取得した場合等





私(中村大輔)もアルバイトをしていたのですが、10月にやめて、その後ど こにもアルバイトに行っていないのですが、その場合にもあてはまるんですか。



中途退職にあてはまります。アルバイト先で源泉徴収されていたのであれば、 - **△☆☆☆** 確定申告をすることによって所得税が還付されることがあります。



申告書はいつまでに提出するのですか。



還付を受けるための申告(還付申告)は、一般の確定申告書の受付開始日の □ 2月16日前でも、1月1日以降ならいつでも提出できます。



確定申告書を作成してみよう

下は大学に通いながらアルバイトをしている中村大輔さんの源泉徴収票です。 $p.20 \sim p.30$ を参照しながら、中村さんの申告書をp.33 の申告書第一表に書いてみましょう。

- ・中村さんは独身で、自分で支払っている保険料などはありません。
- ・所得は給与所得だけで、10月にやめて以来、どこにもアルバイトに行っていません。
- ・中村さんは勤労学生に該当します。
- ・中村さんは還付される税金の受取場所として、アカアオ銀行クロシロ支店普通預金口座(口座番号 7654321)を希望しています。
- ・所轄税務署長は原宿税務署長、郵便番号は 150-7777、個人番号は 210987654321、世帯主は中村博、続柄は子、 携帯電話番号は 080-1234-5678 です。





税金の種類と計算方法 (1) 所得税

所得税の確定申告書の書き方

収入金額等

🕦 「給与所得の源泉徴収票」の支払金額 1,150,000 円を 「給与⑦」に記入します。

所得金額等

- 🗿 「給与所得控除後の金額」 が給与の「所得金額」になります。
 - ・中村さんは年末調整を受けていないので、ここの欄の記載がありません。中村さんの 給与所得金額の計算をします。
 - 給与所得金額=給与収入金額-給与所得控除額です。
 - ·p.26 の「給与所得控除額の速算表」を使って給与所得控除額を計算します。年収額 1,150,000 円に該当する給与所得控除額は550,000 円です。
 - ・所得金額は1,150,000円-550,000円=600,000円ごれを⑥と⑫に記入します。

円以下の場合は扶養親族 になれます。中村さんは この金額が60万円なの で扶養親族にはなれませ ん。

所得から差し引かれる金額

▶1 所得金額が48万

- ③ 「所得から差し引かれる金額」を p.22 の表 2 を参考にしながら、それぞれ該当する欄 に記入します。
 - ・中村さんが該当する控除は「勤労学生控除」です。これは⑫の金額が 750,000円 以下の場合に適用されます。控除額 270,000 円を9~20に記入します。
 - ・次に、「基礎控除」480,000円を図に記入します。 ⑲~⑳と㉑の合計金額 750,000 円を釣および倒に記入します。

税金の計算

- 🗿 「税金の計算」として、⑫-옏で⑳の計算をします。
 - ・中村さんの場合、⑩は金額がマイナスになるため、ここには何も記入せず、⑪にOと 書きます。
 - ・中村さんが令和4年にアルバイトで得た1,150,000円については所得税がかから ないことがわかりました。

還付される金額

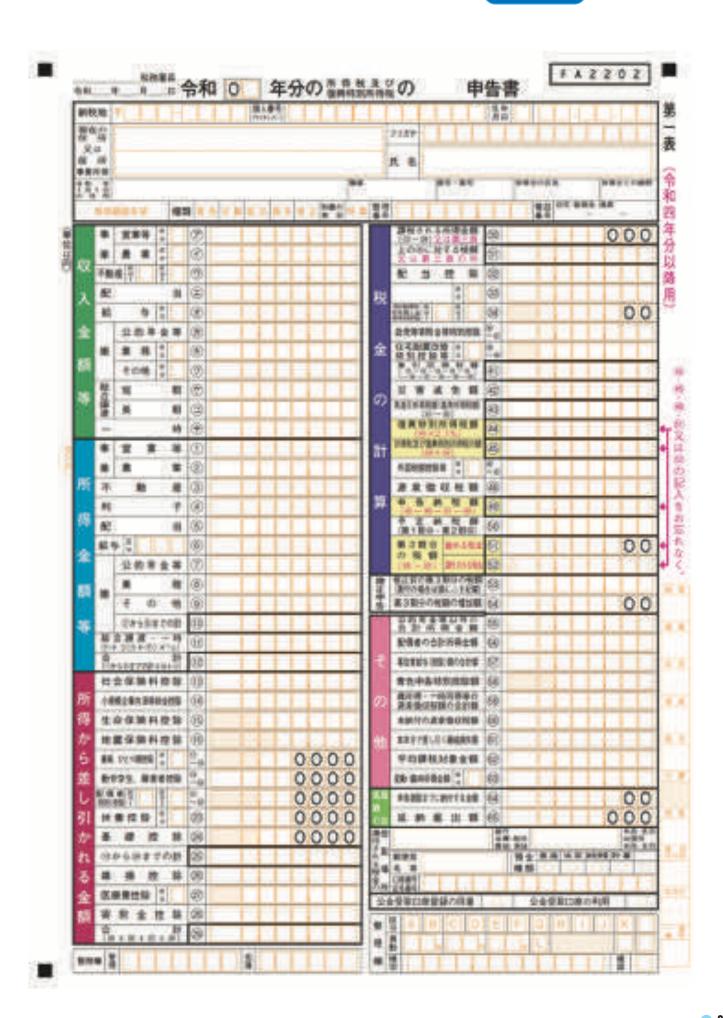
「源泉徴収票」に記載されている源泉徴収税額 15,100 円を⑱と⑲と⑳に書き込みます。 この金額が還付される額です。なお、⑩に書き込む金額にはマイナスを付します。

還付される税金の受取場所

- 🜀 希望する受取方法を記入します。
 - ・郵便局で受け取りたいのであれば、その郵便局名を、自分の預金口座に振り込んでほ しいのであれば、金融機関名、本店あるいは支店名、預金の種類と口座番号を記入し ます。原則として、本人名義の口座に限ります。

申告

-)住所氏名欄に記入し、申告します。
 - ・住所地所轄の税務署へ直接提出するか郵送します。
 - ・提出すると収受印を押した控えを返してくれますので保存しておきましょう(書面に よる申告にかわり、パソコンやスマートフォンを利用した電子申告も可能です)。





税金の種類と計算方法 - (2) 個人住民税

(2) 個人住民税



所得税と住民税はどこが違うのでしょうか。

所得税が国税であるのに対して、住民税は都道府県や区市町村が住民に課す 地方税です。地方公共団体は、福祉や生活環境を中心に地域社会に密着した 公共サービスを提供していますが、これらの公共サービスに必要な経費を、住民が所得に 応じて負担するという性格の税です。



そうすると私たちに一番身近な税だと思いますが、あまりなじみがないよう な気がしますが…。

それは住民税が申告納税方式と違う賦課課税(▶p.52 Q3)方式をとってい るためかもしれません。納税者が税金の内容をよく理解していなくても、区 市町村が送ってくる納税通知書に記載された税額を納めれば済んでしまうという面がある からでしょう。



住民税のしくみはどのようになっているのですか。



東京都は23区という特別区があって、他の道府県や市町村と異なった取り 3 № 扱いがあります。ここでは、東京都の場合について説明することにしましょう。

まず、個人の都民税と区市町村民税をあわせて、一般に個人住民税とよんでいます。個 人住民税は前年の所得金額に応じて課税される「所得割」と、所得金額にかかわらず定額 で課税される「均等割」などからなっています。「所得割」「均等割」の税額は、住民税申 告書、前年の所得税確定申告書や勤務先が提出する「給与支払報告書」などから、区市町 村長が賦課決定して納税義務者に通知してきます。

「所得割」「均等割」の個人住民税の納税義務者は1月1日現在都内に住所のある人です。



いつまでにどうやって納めるのですか。

給与所得者の場合は、「特別徴収税額の通知書」に記載されている税額を6月 から翌年の5月まで、毎月の給料から差し引き徴収されます。これを特別徴 収といいます。それ以外の人は「納税通知書」に記載されている税額を6月、8月、10月、 翌年1月の4回に分けて納めます。これを普通徴収といいます。

コラム ふるさと納税

「ふるさと納税」とは、自分が生まれ育った地域(都道府県・区市町村)や応援したいと思う地域へ寄附する制度です。「ふるさと納税」をすると、そのうち 2,000 円を超える部分について一定の上限までの金額が、所得税・住民税から控除されます。

なお、控除を受けるためには、翌年に確定申告をする必要がありますが、確定申告が不要な給与所得者は、一定の場合に限り、納税先団体に申請することにより、確定申告不要で控除を受けることができます。

ふるさと納税返礼品の送付については、地方公共団体間の競争が加熱しているほか、一部の地方公共団体において制度の趣旨に反するような返礼品が送付されているなどの指摘がなされています。そのため、総務大臣通知により寄附額に対する返礼

品の調達価格の割合(返礼割合)等を含む返礼品のあり方が示され、返礼割合の徹底や地場産品以外の送付について責任と良識のある対応が要請されてきましたが、依然として、一部の地方公共団体が過度な返礼品によって、多額の寄附を集める状況が続いていました。

そのため、2019 年度制度改正において、それまでのすべての 地方公共団体が自動的にふるさと納税の対象となっていた制度 を改め、地方税法において制度本来の趣旨に沿った募集の方法 に係る基準を定め、この基準に適合して募集を適正に実施する 地方公共団体として総務大臣が指定する地方公共団体をふるさ と納税の対象とする「ふるさと納税指定制度」が創設されまし た。

異なる立場から見るふるさと納税制度

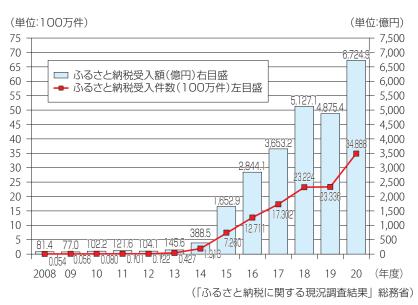


ふるさと納税の影響について、①~④のそれぞれの立場での、メリットとデメリットは何が考えられるでしょうか? 表に書き込みましょう。

ふるさと納税制度における立場の違い

		<i>ي</i>
	אעעא	デメリット
①個人		
②国		
③居住地		
④寄附先		

ふるさと納税の推移



税金の種類と計算方法 - (2) 個人住民税



ふるさと納税をした場合の所得税・住民税

具体例にもとづいて検討してみましょう。

令和4年に鈴木健介さんが所得税を課税される所得金額は、2,475,000円でした。所得税の金額を計算すると、所得税の金額は150,000円になりました。また、住民税の金額を計算すると、住民税の金額は260,000円になりました。

1	所得税の速算表(▶p.24 表 3)	を使って	リ 下 の計質⇒	を空成さ	H≢I.⊩ª	<u>.</u>			
	課税所得金額 2,475,000 円>						O III	,	
	沫恍州侍並祖 ≥,4/5,000 円/	() 9	0- () 円-	一川守忧鹤	150,00	JO F3		
	52,000 円のふるさと納税をし ご変わるのかについて計算した以				、所得税の	D金額と信	主民税の金	金額がどのよ	; 5
	① ふるさと納税した金額()	円- 2,000 円	円(▶p.2	2表2)				
				=	寄附金控	除の金額	()円	
	② 寄附金控除適用前の課税所得	建全額 2,47	75,000 円一嵜	附金控除の	の金額()円		
		=	: 寄附金控除適	用後の課税	所得金額	()円···A	
	③ A()円×	: () %	5- () 円=	所得税額	145.00	00円		
	④ 150,000円- 145,000								
			をしたことに	よって減少	とした所得	税額() 円···B	
	5 ふるさと納税した金額(, i i =	
			・」 こ,000 i) 円···C	
	。 ⑥ ふるさと納税しなかった場合		_		-			<i>)</i> 13 0	
	◎ いるとと神地でいるか。ソル郷に	コンエレイルは		るさと納る			ᄙᄊᅘ	E 000 III	
			- 13						
					元で ひた物	ラゴの住と	た代徴 21	5,000 🖪	
さと	納税をしない場合				よる地方公		√代祖 ∠ 1	3,000 FJ	
ಕ೬	20 20 20 20 20 20			3 居住す		洪団体	T. CONTROL OF THE STREET, THE	5,000 円	
	② 国 所得税 150,000 円		0	3 居住す	「る地方公	洪団体	T. CONTROL OF THE STREET, THE	3,000 円	
	2 国		10人	3 居住 3 (2 国	する地方公 主民税 26 3 居住	洪団体	T. CONTROL OF THE STREET, THE	3,000 A	
	② 国 所得税 150,000 円	納税	0	3 居住 3 (2 国	「る地方公 主民税 26 3	共団体 60,000 l	T. CONTROL OF THE STREET, THE	3,000 A	
1 1	② 国 所得税 150,000 円固人 が	納税	10人	3 居住 3 (2 国	する地方公 主民税 26 3 居住	共団体 60,000 l	T. CONTROL OF THE STREET, THE	自己	負担額
1 1	2 国 所得税 150,000 円 固人 納税をする場合 徐上限額内での寄附)	納税	10人	3 居住3 2 国 150,000	する地方公 主民税 26 3 居住 260,000	共団体 60,000 l	T. CONTROL OF THE STREET, THE	自己	負担額)O 円
1 1	2 国 所得税 150,000円 個人 総 納税をする場合 除上限額内での寄附) 2 国	納税	1 個人 -410,000	3 居住3 2 国 150,000	主民税 26 3 居住 260,000	共団体 60,000 l	T. CONTROL OF THE STREET, THE	自己	
1 1	2 国 所得税 150,000 円 固人 納税をする場合 徐上限額内での寄附)	納税	1 個人 -410,000	3 居住3 2 国 150,000	主民税 26 3 居住 260,000	共団体 60,000 l	T. CONTROL OF THE STREET, THE	自己	
10 個	2 国 所得税 150,000 円 固人 納税をする場合 除上限額内での寄附) 2 国 所得税 145,000 円	納税	1 個人 -410,000	3 居住3 2 国 150,000	主民税 26 3 居住 260,000	共団体 60,000 l	T. CONTROL OF THE STREET, THE	自己	
1 (控	2 国 所得税 150,000円 個人 総 納税をする場合 除上限額内での寄附) 2 国	納税	個人 -410,000 3 居住する地 住民税 2	3 居住 3 (2) 国 150,000 150,000	主民税 26 3 居住 260,000	共団体 60,000 4 寄附先		自己	

-52,000

-412,000

15,600

-396,400

145,000

145,000

215,000

215,000

寄附

計

納税+寄附の合計

返礼品(3割相当)

4 寄附先の

地方公共団体

52,000

52,000

-15,600

36,400

※数値はサンプルです

ふる

ふる

(3) 法人税



法人税とは、どのような税金ですか。

会社には株式会社・合同会社などいろいろな種類がありますが、これらを法 **1** 人といい、法人の所得に対してかかる税金が**法人税**です。主な法人の種類と 税金の関係は下の表のようになっています。

法人の種類

法人の種類	株式会社・合同会社・ 協同組合など	公益社団法人·公益財団法人 一般社団法人·一般財団法人	公 共 法 人 (公団・公社・ NHK など)
課税の対象	原則として すべての所得	原則として公益事業 以外から生じた所得	非課税

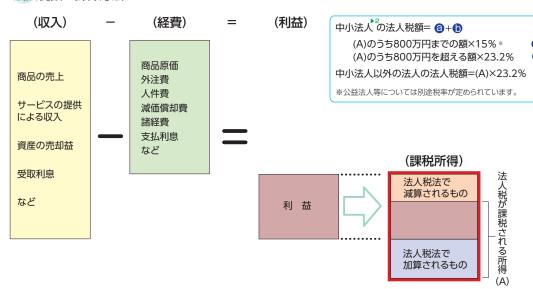


法人税はどのように計算されるのですか。



法人の一事業年度の利益をもとに、法人税法で定められた調整を行って、次 2 のように税額を計算します。

法人税額の計算方法



▶ 1 事業年度

会社などが決算をす るために設けた任意の期 間で、通常1年または半 年を1期とします。

▶2 中小法人

資本金1億円以下の 法人をいいます。



いつまでに申告するのですか。



法人の代表者は事業年度が終了した日から2か月(一定の場合は3か月)以 内に確定申告書の提出と税額の納付をしなければなりません。



法人税以外に、法人の所得に課税される税金にはどのようなものがありますか。



法人税以外に、法人住民税・法人事業税などの地方税も課税されます。



税金の種類と計算方法 (3) 法人税



グローバル化する社会で法人税の税率は引き下げるべきか?

情報技術・国際交通・運輸が発展した現代社会では、ヒト・モノ・サービス・カネが容易に国境を越えるグローバル化が 進行しました。また、拠点を世界各地に置き事業を展開する多国籍企業も増えてきました。

そして、どの国で事業活動を行うかの選択の幅が広がったということは、納税者が税金を納める国を選ぶことが容易になっ てきたということにもつながります。

このように変わってきた世界において、私たちのより豊かなくらしのために、どのようなルールを築いていくべきでしょ うか。法人税の税率を題材に考えていきましょう。

近年、世界各国では、法人税の税率の引き下げ競争が進んでいました。日本でも、2013(平成25)年に37%あった 実効税率は、今では29.74%に引き下げられてきています。

法人税率の引き下げ競争(法定税率) 2000年 50 2020年 45 40 35 30 25 20 OECD Tax Datebase より作成 (https://www.oecd.org/tax/tax-policy/tax-database/)

▶ 1 実効税率

法人税の実効税率とは、法 人に対して課税されるいくつか の税金の税率から計算した税率 です。法人の実質的な税負担率 のことを指します。

この「考えてみよう」にお いて「法人税の税率」と表現し ているものは、各国の実効税率 を指しています。

法人税の税率引き下げについてのさまざまな意見を検討してみましょう。

グローバル化した社会の中で、企業はより多くの利益を追求しています。そのためには法人税の負担は少ない方がいいで す。日本の企業の国際競争力を高める意味でも税率引き下げに賛成です。





企業も公共サービスを利用するのだから、企業にも一定の税負担を求め、税収を確保したいです。法人税の税率だけを 下げるのは不公平ではないかな。

法人税の負担が少なくなれば、その分税引き後の利益が残り、企業が自由に使えるお金が増えます。それは、企業に対して だけではないメリットにつながるはずです。

より多くの配当ができるから、株主のメリットになるでしょう。より多くの投資ができるから、より高品質なものをより安 く提供できるようになり、消費者のメリットにもなるでしょう。

モノへの投資という意味で、取引が活発になれば、景気が上向くかもしれないです。

人への投資という意味で、給料の増額があれば、労働者のメリットにもなります。みんなのために税があるというなら、 法人税の負担が下がることでみんなのためになっているのではないですか。



税金の役割を振り返ると、景気を調整する役割の面からは、確かに、法人税の負担が少ない方がいいように見えます。 でも、公共サービス提供資金を調達する役割を考えると、税率を下げれば大丈夫とまではいえないと思う。景気の良し悪 しに関係なく必要とされる公共サービスだってあるのだから。

税収が下がった結果、公共サービスが悪化して困ったことになる心配の方が大きいです。

税率を下げたからといって、税収が減るとは限らないよ。

他国から大きな企業を誘致でき、その企業が大きな利益をあげれば、税率を下げた分以上に法人税の税収が上がることもあ りえるのではないですか。それに、誘致された企業が人を雇うことにより雇用が生まれれば、その企業で働く従業員への給与 などにより所得税の税収も上がるはずだよ。

その企業が有する最先端の技術や見識を学ぶ機会だって得られるかもしれない。やっぱり法人税の税率を下げるメリット の方が大きいように思えるよ。



日本のことだけ考えれば済む問題ではないことを忘れてはいけないよ。

実際、世界各国間では法人税の税率の引き下げ競争が進んでいるのだから。

日本で法人税の税率を下げたとしても、他国も法人税の税率を下げた場合には、企業の誘致は期待できずただ税収が減る



各国横並びで法人税収が下がっただけなら、世界的に公共サービスが低下してしまう未来すら見えてきませんか。

法人税の税率を下げることについて、不安な点があることはわかりました。

でも実際、他国が法人税の税率を下げているのです。

日本から企業が流出しないように、日本でも引き下げざるを得ないと思います。



法人税の税率で納税する国を決めようとする意識自体を変えられないのかな。

たとえば、公共サービスを受けているにもかかわらず税の負担を逃れようとする行為に厳しい目が注がれるようになれば、 企業の意識に変化が訪れるかもしれないね。



実際、イギリスでは、他の低税率国を利用してイギリスへの納税を回避していた多国籍企業S社に対して、消費者が不 買運動をおこした例があります。その結果、S社はイギリスに、イギリス国内での課税所得の有無に関係なく、法人税相 当額の納付をすることに同意したそうです。

グローバル化する社会で法人税の税率は引き下げるべきか、あなたの考えを理由とともに書きましょう。

コラム 法人の所得への課税以外の方法は?

以外の方法もあります。他の課税方法としては、たとえば、消 生み出した価値) ベースで課税する付加価値割を組み合わせて 費税を挙げることができるでしょう。

ほかにも、法人事業税は資本金1億円超の法人について外形 標準による課税を取り入れています。この場合の法人事業税は、 所得(法人の利益)ベースで課税する所得割、資本金等の額(法 人の規模) ベースで課税する資本割、その年度の利益や損失に

法人への課税の方法は、所得(利益)ベースで課税する方法 給料・利子・賃借料を足し戻して計算される付加価値(法人が 課税する方法となります。

> また、法人に対する住民税は、個人住民税と同様、所得に応 じて課税する所得割と所得金額にかかわらず定額で課税する均 等割を組み合わせています。



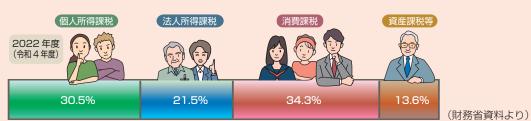
税金の種類と計算方法 (3) 法人税



法人に課税するのは当たり前?

法人の所得への課税による税収は、総税収の2割ほどになります。法人税は日本の主要な税金の一つといってもいいで しょう。しかし、法人の所得に課税を行うことって、本当に当たり前のことなのでしょうか。





法人への課税についてのさまざまな意見を検討してみましょう。

法人とは何か、あらためて考えてみようよ。

法人は、事業を遂行するためにつくられた株主などの個人の集合にすぎません。

ですから、法人に独自の担税力はありませんし、法人税は結局、法人を構成する株主などの個人に課される税と同じと考え られます。

法人税を廃止し、利益が分配された段階で株主などの個人に所得税を負担してもらうようにすれば十分なのではないで しょうか。





中小法人はともかく、大法人は個々の株主の考えとは無関係に経営されている部分はあるよね。法人の所得を株主の所得 と同一視するのは反対だな。

法人税は所得税とは別に存在するべきだよ。

法人の利益損失を事業年度で区切って、いわば稼いだタイミングで課税するのは、そうしないと個人に分配されるまで課税 が繰り延べられて、法人が介在しない取引との間で不公平になるからではないのかな。

でも、それは「法人税」という税金でまとめる理由にならないと思います。

実際に分配されたかどうかに関係なく、持分に応じて株主などに帰属する所得として所得税のルールの中で課税する方 法だっていいはずです。





理論的にどうかという話ではなくて、単に効率を考えると法人税は必要だと思います。

法人の株主も法人、なんて当たり前にありますよね。その株主は?と延々と個人に行きつくまでさかのぼるなんて現実的 ではないですよ。

法人は、個人とは別個の独立した存在だと思います。

でも、参政権はないんですよね。税の集め方について議会で法人は議論できないのに、課税されるのってなんだかかわ いそうだな。



法人に課税すべきか、あなたの考えを理由とともに書きましょう。

(4) 消費税



消費税とはどのような税金ですか。

商品・製品の販売やサービスの提供、輸入など、国内で事業者が事業として対価を得て行うほとんどの取引に課される税金です。なお、消費税が課税されるものには、あわせて地方消費税も課税されます。取引の各段階ごとに標準税率 10% (うち 2.2%は地方消費税)、軽減税率 8% (うち 1.76%は地方消費税) の税率で課税されます。



消費税にはどのような特徴があるのですか。

消費税は景気の変動に左右されにくく、安定した財源を確保できることに、 †徴があるといえるでしょう。少子高齢化が進み、近い将来、財源不足により福祉国家としての体裁を維持できなくなるとの意見があり、財源確保のために消費税が 導入されたといわれています(日本の財政の現状について▶p.14)。

広く、薄く課税する、簡素なしくみが採られています。

日本の主な消費課税

一般消費税:原則としてすべての物品およびサービスの消費に対して課税			
直接税	なし		
間接税	消費税·地方消費税		
個別消費税:特定の物品およびサービスの消費に対してのみ課税			
直接税	ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用	
旦按忧	入湯税	鉱泉浴場への入湯	
	酒税	酒類	
) 間接税	たばこ税	製造たばこ	
191女1兀	揮発油税	揮発油(ガソリン)	
	石油ガス税	石油ガス(LP ガス)	

コラム 消費税と水平的公平

間接税である消費税は、水平的公平を図るうえで優れている と説明されることがあります。

直接税の代表例である所得税が、垂直的公平を図るうえで優れていると説明されることと対照的です。

しかし、実は、間接税だから、消費税だから、という理由で 水平的公平が確保されるわけでも、直接税だから、所得税だか ら、という理由で垂直的公平が確保されるわけでもありません。 消費税が、ほとんどの取引について一定の税率で課税している から、結果として水平的公平が確保されるのです。また、所得 税は超過累進課税を行っているから、垂直的公平が確保されて いるのです。 かつて日本では、消費税が創設される前に、生活必需品以外 のぜいたく品の取引についてだけ課税する物品税という税金が ありました。間接税であり、かつ消費課税でもある物品税です が、ぜいたく品を狙い撃ちするという点で垂直的公平を図るう えで優れている税金と考えることができるのではないでしょう か。また今後、消費税についても複数の税率での課税が当たり 前になってくるとすると、はたして「水平的公平を図るのに優 れているのが消費税」という説明は成立するのでしょうか。

公平を考える上では、表面的な税金の分類ではなく、本質的 にどのような性格の税金であるかを理解し考えていくことが大 切です。



税金の種類と計算方法 (4) 消費税



消費税は文房具にもかかるので、私たちも税金を払っているのですね。

消費者が消費税を直接税務署に支払っているのではありません。消費者は、 商品を買ったりサービスの提供を受けたときに、価額にふくまれた消費税分 を値段として負担しているのです。

基準期間の課税 売上が年間 1 千万円を超 えると納税義務者となり ます。

基準期間とは、法人 についてはその事業年度 の前々事業年度をいい、 個人事業者についてはそ の年の前々年をいいま す。

ただし、特定期間の 課税売上高または給与の 支払額によっては納税義 務者になります。

課税売上とは消費税 が課される取引の売上金 額等をいいます。



では、誰が消費税を税務署に払っているのですか。

消費税の納税義務者は商品を売ったりサービスを提供している事業者です。 よく「消費税分値引き(いただきません)」などと書かれた値札をみることが ありますが、たとえ事業者が消費税分を値引きしても、この事業者が納税を免れるわけで はありません。



そうすると、事業者は消費税分を消費者からもらわないこともあるのですか。



消費税は価額にふくめて消費者に負担してもらうことを予定している税とい われます。しかし、価額は市場の動きに左右されやすいものなので、事業者

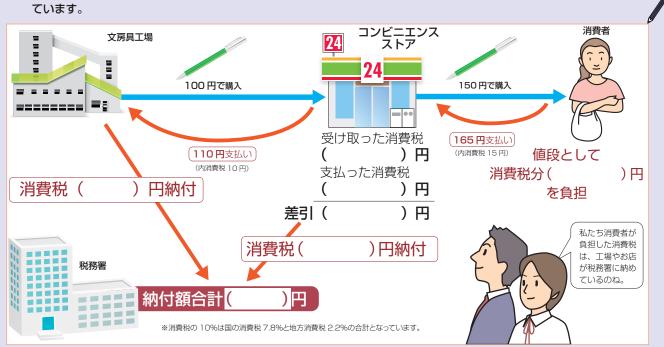
が企業努力で消費税分を上棄せしない場合や、価格競争のはげしい分野では消費税分を上 乗せできないケースもあります。その場合でも消費税はふくまれていることになります。

体験してみよう

消費税のしくみ

次の図では、文房具工場がコンビニエンスストアにボー ルペンを消費税込み 110 円で販売し、コンビニエンスス トアが消費者にボールペンを消費税込み 165 円で販売し

文房具工場・コンビニエンスストアはそれぞれ消費税を 何円ずつ税務署に納めることになるのでしょうか?図の空 欄に書き込みましょう。





インボイスという制度が導入されるということですが、どのような制度です か。

インボイス制度(適格請求書等保存方式)とは、複数税率にも対応した仕入 税額控除の方式で、令和5年10月1日から導入されます。このインボイス 制度は、複数税率制度の下で適正に税収を確保するためのしくみでもあります。

▶ 2 インボイス発行 事業者(適格請求書発行 事業者)の登録をすると、 売上金額等に関係なく課 税事業者として消費税の 申告が必要となります。



よく、消費税には逆進性があるといわれますが、それはどういうことですか。

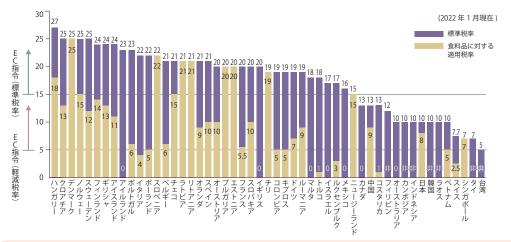
食料品をはじめとする日常生活に必要な商品やサービスの消費は、所得の多 い少ないによって大きく違うことはありません。こうした誰でもおなじよう に消費するものにかかる税金は、所得に応じて納める税金と違い、所得の少ない人ほど負 担割合が大きくなる傾向があります。このことを逆進性といいます。そこで所得の少ない 人への配慮の観点から「酒類・外食を除く飲食料品」などを対象に、消費税の軽減税率が 実施されています。



日本では現在、消費税率が 10%と食料品などの軽減税率8%になりましたが、 世界各国では、何%ですか。



世界を見渡すと消費税については、複数税率を用いている場合が多いです。 標準税率と食料品に対する適用税率を比較すると下図のようになります。



財務省「諸外国等における付 加価値税率(標準税率及び食 料品に対する適用税率)の国 際比較」より

「0」「非」とあるのは、食料 品については「ゼロ税率」「非 課税」であることを表します。

食料品に対する消費税の税率は?

上の資料を読み取り、下の文章を完成させてみましょう。

①表で紹介されている国のうち、一番税率が大きい国は() です。

標準税率は()%、食料品に対する税率は()%です。

②デンマークやスロベニア、ラトビアほかいくつかの国では、

標準税率と食料品に対する税率に違いがあり(ます ません)。

③アイルランドやイギリス、マルタほかいくつかの国では、食料品については消費税がかかってい(ます ません)。

② あなたは、食料品についての消費税の税率はどうあるべきだと考えますか? 理由とともに書きましょう。





税金の種類と計算方法 (4) 消費税



消費税のかからない取引もあるのですか。



あります。消費税のかからない取引の例としては、土地や商品券などの譲渡、 利子、保険料、医療費などがあります。

考えてみよう



消費税のかからない取引とは?

消費税がかからない取引は、不課税取引、免税取引、非課税取引に分類できます。そもそも、消費税の課税対象は、国内 において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡や貸付け、役務の提供と輸入取引です。これに当たらない取引を一 般的に不課税取引といいます。

不課税取引には、給与などの労働の対価、国外取引、対価を得て行うことには当たらない寄附や単なる贈与、出資に対す る配当などが該当します。

免税取引は、課税資産の譲渡に当たりますが、一定の要件が満たされる場合に、その売上について消費税が免除されるも のです。例えば、商品の輸出や国際輸送、外国にある事業者に対するサービスの提供などが免税取引に該当します。

非課税取引は、本来は課税取引に該当するにもかかわらず、消費税が課税されない取引のことです。

取引の中には、消費に負担を求める税としての性格から見て課税の対象とすることになじまないものや、社会政策的な配 慮から課税することが適当ではないものがあるため、課税しないものとして分類されています。例えば、土地や商品券など の譲渡、預貯金の利子、住宅の貸付けなどが非課税取引に該当します。

消費税の非課税について、住宅の貸付けを題材にしたさまざまな意見を検討してみましょう。

住宅の貸付けは当初は課税取引だったそうだよ。非課税となったのは、まさに社会政策的な配 慮によるためだね。でも、その根拠はどこにあるのかな?





人間の生活の基本要素は衣・食・住にあるからでしょう。住宅に消費税をかけるとその分、生 活が厳しくなってしまうから、非課税にすべきだよ。

その理屈が通るなら、服も、食料品も非課税じゃないとおかしいな。





純粋に居住の用に供されるなら、そこから収益は発生しないよね。借主には消費税の担税力がな いので非課税にしたのではないかな。一方で、事務所などで使う場合は、結果的に儲かっている かどうかは別にしても、そこから収益は発生するから、消費税が課税される、と。

> 駐車場は、自家用車を置くために借りても課税のままだよ。それに、さっきの衣・食・住の話に 戻るけど、私服の購入だって買主には何の収益も発生しないから非課税でいいってことですか。 一貫した理由づけになってないと思う。



「居住の用」なのか微妙なので聞いてください。最近、在宅でリモートワークを始めました。 部屋の配置の都合で、寝起きする部屋より、仕事に使っている部屋が大きいんだ。それに、プ ライベートな時間も休日だけで、あとは仕事で過ごしています。私の家賃は非課税でいいの?

消費税がかかる取引、かからない取引を分ける判断基準をどこに置くべきだろうか。 あなたの考えを理由とともに書きましょう。



(5) 相続税



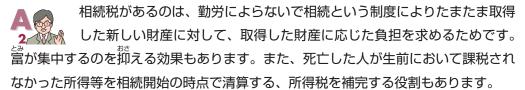
相続税とはどのような税金ですか。



相続税とは、死亡した人の財産を相続あるいは遺言によって受け継いだ人を 対象に、受け継いだ財産の評価額をもとに課される税金です。



相続税は何のためにあるのですか。







死亡した人の財産が少なくても相続税がかかりますか。



死亡した人の財産(遺産)から借入金などマイナス財産と葬式費用などを差し引いたあとの遺産が、基礎控除額以下であれば相続税はかかりません。

基礎控除額は〔3,000万円+600万円×法定相続人の数〕で算出します。

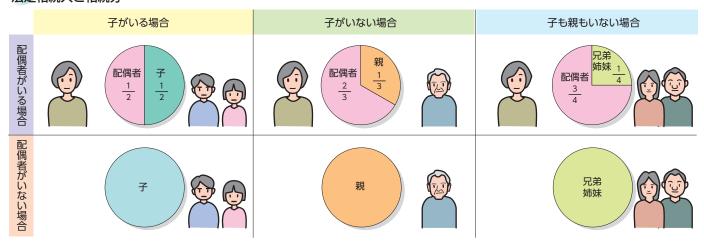


法定相続人やその人たちがどのくらいの財産をもらえるかなどについて、どのように決められているのでしょうか。



法定相続人やどのくらいの財産がもらえるか(これを法定相続分といいます)については民法に下記のように定められています。

法定相続人と相続分



実際に遺産を分ける場合には、法定相続分にしたがって分けることはそう多くありません。むしろ、相続人のあいだで分け方を協議して、それにもとづいて分けたり、遺言書があるときはそれにしたがって分けます。

▶1 遺言書

法定相続人以外でも 遺言により財産を受けと ることができます。この 場合も、相続税の対象と なります。



税金の種類と計算方法 (5) 相続税



相続人がいない場合は、死亡した人の財産はどうなりますか。



家庭裁判所が、申立てにより、相続財産の管理人(相続財産管理人)を選任 **5** します。

相続財産管理人は、死亡した人の債権者等に対して債務を支払うなどして清算を行い、 清算後残った財産を国庫に帰属させることになります。



法定相続人以外に財産を残したい場合はどうすればよいですか。



遺言書を作成することにより、相続財産を相続人以外の者や法人に無償譲与 することができます。これを遺贈といいます。Q5 の場合も、あらかじめ遺 言により相続財産を任意の団体などに遺贈することもあります。

考えてみよう



配偶者についての諸規定の適用対象者は?

現在、家族のかたちは多様化してきています。税制はそんな世の中に追い付いているのでしょうか。相続税を題材に考え てみましょう。

現在、法定相続分がある配偶者とは死亡した人と法律上の婚姻関係にあった人をいい、内縁関係(事実婚)の人は含まれ ません。また、相続税には、配偶者の税額軽減という制度があります。これは、死亡した人の配偶者が遺産相続や遺贈によ り実際に取得した正味の遺産額について一定の金額までは相続税がかからないという制度です。

内縁関係(事実婚)の人でも遺贈などの方法で死亡した人の遺産を受け取ることはできますが、配偶者の税額軽減の適用 対象にはなりません。

上記のように、法律上の婚姻関係にある配偶者の立場か、それ以外の立場かで、相続税の負担に違いが生じています。 これら諸規定の適用対象についてのさまざまな意見を検討してみましょう。

> それぞれの姓を変えたくないという理由で法律上の婚姻関係を結んでいないカップルは、適用 対象に含めていいと思います。





法律上の婚姻関係を結ぶかどうか選べる場合にまで適用対象を広げるのは反対です。 同一の性別であるという理由で法律上の婚姻関係を結べないカップルみたいに、現時点で選 択の余地がない場合に限って対象を広げるべきです。

> 人の事情はそれぞれ違うし、すべてに対応できるようなルール作りは無理だと思います。 今の、法律上の婚姻関係の有無で区分けする基準は妥当だと考えます。





ルールの上では選択肢があることと、現実に選択できるかどうかは違うと思います。 法律上の婚姻関係にあったパートナーと連絡が取れないなどの理由で離婚ができず事実婚を せざるを得ないカップルについて、救済方法はないのでしょうか。

配偶者についての諸規定の適用対象者を変更すべきか、あなたの考えを理由とともに書きましょう。



遺産にはどのようなものがありますか。相続税のかからない遺産はどのようなものですか。



具体的には、次のようなものです。

相続財産となるもの	亡くなった人が死亡の日に所有していた現金・銀行預金・郵便貯金・株式・ 公社債・投資信託・土地・建物・事業用財産・家庭用財産・ゴルフ会員権 など一切の財産。
相続財産に はいるもの	死亡にともなって支払われる退職金や生命保険金などは、死亡の日現在では亡くなった人の財産ではありませんが、相続税の計算上では相続財産と みなされます。
相続税のかからない財産	①お墓・仏壇・祭具など ②相続人が受け取った生命保険金のうち、法定相続人 1 人につき 500 万円までの部分 ③相続人が受け取った退職金のうち、法定相続人 1 人につき 500 万円 までの部分
相続財産から 控除できる債務	亡くなったときにあった借入金、未払いの税金、お通夜や葬式にかかった 費用は相続財産から差し引くことができます。



相続税の計算はどのようにするのですか。

課税される遺産総額を、各相続人等が法定相続分で分割したものと仮定しま る。それぞれについて超過累進課税を適用したあと合計し、相続税の総額を 算出します。それを実際に分けた正味の遺産額に応じてあん分するという、計算のしくみ になっています。

三ラム 残した財産への課税か? 引き継いだ財産への課税か?

相続税の課税方式を大別すると、被相続人の遺産総額に応じて課税する遺産課税方式と、個々の相続人が取得した遺産額に応じて課税する遺産取得課税方式とに分類できます。

相続税を納めたあと残った財産を分割するのか、分割したあ とそれぞれが相続税を納めるのか、大差ないように見えるかも しれません。しかし、超過累進課税を行うと、どちらの方式に よるかで、算出される相続税額に違いが出てくるのです。

遺産課税方式には、被相続人の所得税を補完する意義もあり、 作為的な遺産分割による租税の回避を防止しやすい点、税務の 執行が容易な点といったメリットがあります。

遺産取得課税方式には、富の集中化の抑制に大きく貢献する 点、同一の被相続人から財産を取得した者間の取得財産額に応 じた税負担の公平が期待できる点といったメリットがあります。

日本では、遺産取得課税の建前を維持しつつ、各相続人等が 相続等により取得した財産の合計をいったん法定相続分で分割 したものと仮定して相続税の総額を算出し、それを実際の遺産 の取得額に応じてあん分するという計算のしくみ(法定相続分 課税方式)がとられています。

金の種類と計算方法 (5) 相続税



相続税の計算

死亡した人の遺産の額(正味の遺産額)の合計が1億4,800万円、相続人が妻・長女・長男の3人でした。妻が遺産 の2分の1にあたる7,400万円、長女・長男とも遺産の4分の1にあたる3,700万円を相続することにしました。 実際に納める相続税の金額について計算した以下の計算式を完成させましょう。

1	p.45 A3 を参照し	ながら、基礎控除額を計算	ひましょう。				
	3,000	万円+600万円×法定相	続人 ()	人= () 円 ····A	
2	課税される遺産総額	質は、正味の遺産額から基	礎控除額を差し	月いた金額	です。		
	1 億 4,8	300 万円- A()円=()円	В	
3	課税される遺産総額	原を法定相続分(p.45 A4	を参照してく	ださい。)で	あん分しま	₹ す 。	
	なお、同じ立場の法	定相続人は、法定相続分	をさらに同じ立	[場にいる人	数で等分し	,ます。この設	例では長女・長男
	の二人が同じ「子」	という立場ですので、子	の法定相続分を	さらに 2分	の1ずつ	分け合います。	
	妻 B () 円× () = (円	C	
	長女・長男 B() 円× () × () = ()円…□	
4	相続税の速算表を用	いて相続税額を計算しま	す 。				
	妻 C() 円× () %- () 円= () 円···E
	長女・長男 D() 円× () %- ()円=()円···F
(5)	相続税の総額は()円です。	···G				
	妻 E()円+長女「	= () 円+長	男 F()	円の合計です。
6	相続税の総額を実際	際に分けた額であん分した	金額が実際の納	対額です 。			
	妻 G()円× 7,40	00 万円÷ 1 億	4,800万F	9= ()	円
	→ ※	配偶者の税額軽減制度に	より、納税額は	は0円になり	ます。		

4.7	ルナイン	△ \±	
사티	続税	(/)1呆	見表

長女・長男 G(

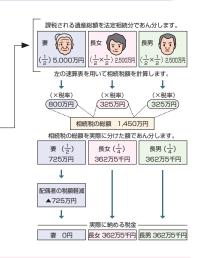
課税価格	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-
3,000 万円以下	15%	50 万円
5,000 万円以下	20%	200万円
1 億円以下	30%	700万円
2 億円以下	40%	1,700万円
3 億円以下	45%	2,700万円
6 億円以下	50%	4,200万円
6 億円超	55%	7,200万円

計算方法は以下のとおりです。

) 円×3,700万円÷1億4,800万円=(

基礎控除額 法定相続人の数 3,000万円+(600万円×3人) = 4,800 万円 課税される遺産総額 -3人の正味の遺産額 基礎控除額

1億4,800万円-4,800万円=1億円 課税される遺産総額



) 円

▶ 1 被相続人

相続される財産・権 利及び債務のもとの所有 者のこと。



相続税はいつまでに申告、納税をするのですか。

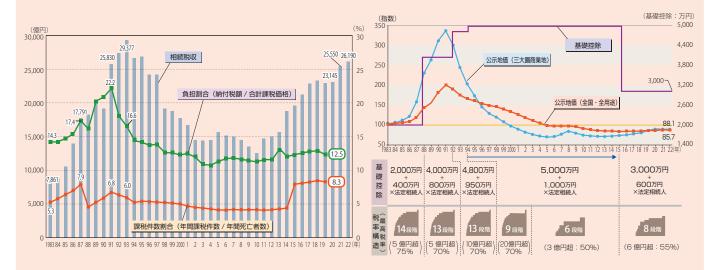


相続の開始があったことを知った日(通常の場合は被相続人が亡くなった日)の 翌日から 10 か月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に申告して納税します。



公平な相続税の課税方法とは?

以下に引用した、財務省 HP で公表されている「相続税の課税件数割合および相続税・贈与税収の推移」と「地価公示指数の推移と相続税の改正」の資料についてのさまざまな意見を検討してみましょう。



公示地価の指数だけ見ると、基準(100)の1983(昭和58)年に近づいてきています。基礎控除や税率構造をその当時のものに戻すのも一つの方法ではないかな。

控除は少ないし、最高税率は高いけど、課税件数割合は 5.3%と 2019 (令和元) 年よりかなり少ないです。



最高税率が75%だった時があったのはびっくり。所得税も税率75%の時代があったらしいけれど、私的財産権が侵害されるという問題は議論されていなかったのかな。

公示地価が下がったら基礎控除も下げたみたいだけれど、グラフをみると時期が一致しているとは思えない。もっと弾力的に変更しないと、不公平感が出ると思う。



相続税の税収も景気に左右される?改正が追い付いてないだけでは。

富の再分配機能をもっと強化させるべきです。遺産が 10 億円以上ある人に 75% ぐらい課税しても、2 億 5 千万円残るわけだし、そういう人の家族は、すでに個人個人で財産持っているから、 引き継ぐ遺産が減少しても困らないはずです。



90歳以上で死亡すると相続人はすでに70歳前後。この世代の人は遺産はいらないのではないかな。相続人の年齢によって税率を変えるような調整方法もあるのではないでしょうか。

2015 (平成 27) 年から適用された改正では、基礎控除を減らし、税率の段階を増やしています。 その結果として、負担割合は大きく変わっていないにもかかわらず、相続税収と課税件数割合の増加が顕著です。相続税の課税ベースの拡大は、もはや富の再分配機能以上に財源調達機能を相続税にも期待しているという事なのだと思います。

あなたは公平な相続税の課税方法はどのような方法だと考えますか? 理由とともに書きましょう。



金の種類と計算方法 (6)贈与税

(6)贈与税



贈与税とは、どういう税金ですか。



個人から不動産や現金などを無償でもらったときに、もらった人 にかかる税金です。



贈与税はどうしてあるのですか。



贈与税は相続税を補うためにある税金で、相続税法のなかで相続税とともに規 定されています。相続税は亡くなった後に分けた財産に対してかかる税金です が、生きているうちに分けた財産(これを単前贈与といいます)に対しては税金がかから ないとすれば、みんなが生前に贈与をして、相続税がかからないようにするでしょう。こ れでは公平な課税が実現できなくなってしまいます。そこで相続税を補うために贈与税が 設けられています。遠算表をみくらべるとわかるように、

1 相続税の速算表は p.48 を参照。





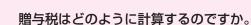
贈与税には相続税にある基礎控除額 のようなものはないのですか。



あります。基礎控除額は110万円です。 これは、一人の人がその年の1月1日から

12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の合計 が110万円までは贈与税がかからないということです。





贈与税の速算表

課税価格	一般税率 (一般贈与財産)	控除額	特例税率 (特例贈与財産)	控除額
200万円 以下	10%	_	10%	_
300万円 以下	15%	10万円	15%	1050
400万円 以下	20%	25万円	15%	10万円
600万円 以下	30%	65万円	20%	30万円
1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円
1,500万円 以下	45%	175万円	40%	190万円
3,000万円以下	50%	250万円	45%	265万円
4,500万円 以下	EE0/	400±Ш	50%	415万円
4,500万円 超	55%	400万円	55%	640万円

- ※ 直系尊属(父母や祖父母など)からの贈与により財産を取得した受贈者(財産の贈 与を受けた年の1月1日において18歳以上の者に限ります。) については、「特例税率」 を適用して税額を計算します。
- この特例税率の適用がある財産のことを「特例贈与財産」といいます。また、特例 税率の適用がない財産 (「一般税率」を適用する財産) のことを「一般贈与財産」と
- ※ 生前贈与に関して相続時精算課税制度もあります。



それではここで上の贈与税の速算表を使って、贈与税の計算をしてみましょう。

浜崎ひかるさん(25歳)が1月1日から12月31日までのあいだに、

おじさんから 100 万円(一般贈与財産…a)、おじいさんから 400 万円(特例贈与財産…b)をもらった場合、 浜崎さんが支払う贈与税は次のように計算します。

500万円(1年間に贈与を受けた財産の合計額)- 110万円(基礎控除額) = 390万円(課税価格)

aに対応する金額:(390万円×20%-25万円)×(100万円/500万円)=106,000円…①

bに対応する金額:(390万円×15%−10万円)×(400万円/500万円) = 388,000円···②)

…①+②= 494,000円 (贈与税額)

もらった現金 5,000,000 円 - 税務署に支払う税金 494,000 円 = 4,506,000 円 (浜崎さんが使えるお金)



贈与税はいつまでに申告、納税するのですか。



贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までのあいだに住所地の所轄 税務署に申告書を提出し、税金も納めます。

相続税や贈与税を課税する意味

相続税の機能と課税目的については、税収の確保に加え、富の再分配を図るとともに、所得課税の補完をすることにあるとされています。

富の再分配とは、富の集中を排除し、国民間の経済的格差を是正することをいいます。

また、所得課税の補完とは、被相続人の生前における所得について相続時に清算的に課税するとともに、相続財産を取得した相続人の純資産の増加を一種の所得とみて税負担を求めることをいいます。

さらに、近年では、高齢化の進行に伴って急増している社会保障費の調達という視点が付加されました。

しかしながら、国際的にみれば、相続税はどの国にも存在するわけではありません。

日本を除く G7 諸国(アメリカ・イギリス・ドイツ・フランス・イタリア・カナダ)のうち、相続税制のない国はカナダのみですが、2017(平成 29)年 2 月・経済産業省の委託調査「対内直接投資促進体制整備等調査」によると、G7 諸国以外において相続税制のない国又は地域は 83 か国であり、その数は相続税制のある 44 か国を大きく上回っています。

相続税を課税することについて、さまざまな意見を検討してみましょう。

介護、医療、年金などの社会保障給付は、高齢者が多くを享受しています。その財源は高齢者を含めて広範囲に調達すべきです。相続財産に広く課税する相続税が望ましいです。



社会保障費は国家予算の30%超ですよ。その多くを相続税収で賄うことは事実上不可能です。 税制全体で対応すべき問題で、相続税の課税根拠として強調しすぎるのは反対です。

相続税の場合には、所得課税と異なり、その課税が勤労意欲に直接的に影響を与えることはないはずです。所得税を増税するより、相続税の課税を強化することを希望します。



家族に財産を残すことも、所得を稼ぐことへの立派なモチベーションになると思うけどな。相 続税で納税するならどんどん使っちゃったほうがいい、ということになりかねないです。

あれ? 相続税が増えると消費が増えて、消費税収も増えることになる? バランス感覚に気をつけて制度設計すれば、税収増加の手段になったりするかも。



相続人の高齢化、少子化の進行、人口の減少といった社会構造の変化の中で、若年層への早期の 資産移転を促進することにより、経済の活性化を図る必要があります。一定の条件を満たした住 宅取得資金や教育資金以外にも、贈与税の非課税の特例を設けるのはどうかな。



そもそも、多額の生前贈与できる人は限られているよね。特例の乱発は資産格差の固定化につながるんじゃないかな。贈与税の基礎控除額を引き上げること、税率構造を緩和することが適当だと思うよ。

相続税がない国や地域がこんなに多いのは驚きです。富裕層の国外転出の防止、富裕層の国内誘致の促進のほか、経済活動の国際競争力の向上を考えると、相続税・贈与税の廃止も選択肢としてありえると考えます。



相続税や贈与税を課税すべきか、あなたの考えを理由とともに書きましょう。



申告と納税

(1) 申告納税方式と賦課課税方式



税金の単告と納税の制度は、どのようになっているのですか。



税金をいくら納めればよいのかを確定する方法として、申告納税方式と賦課 課税方式の二つがあります。



申告納税方式とはどんな方式ですか。



納税者が税法の定めにしたがって自分で計算して作成した、確定申告書を提 出して税金を納める方式です。

これは納税者の申告によって税額が確定することを原則とし、ほとんどの国税について この方式が採用されています。地方税の場合、このおなじ方式を申告納付・納入方式とい い、法人住民税、法人事業税などに採用しています。



賦課課税方式とはどんな方式ですか。

▶ 1 税務署や都税事 務所(税務行政庁)

p.55 の組織図参照。

この方式は、納める税額を税務署や都税事務所が確定し、確定した税額を納 税義務者に通知する方式です。地方税では、この賦課課税方式が原則的に採 用され、納める方法として特別徴収と普通徴収の二つの方法があります。

▶2 青色申告

青色申告という言葉 は、青色の特別な用紙を 使用していたことによる ものです。なぜ青色に決 定されたかについては、 第二次世界大戦後の 1949 (昭和24) 年、 日本の税制改革について 勧告したアメリカの シャウプ博士が来日した ときの日本の空の色にヒ ントを得たといわれてい ます。

(2) 青色申告と白色申告



着色申告とは何ですか。青色申告と白色申告にはどんな違いがありますか。



青色申告とは、所得税の場合、事業所得や不動産所得または山林所得のある 納税者が正規の簿記の原則にしたがって日々の収入・支出を現金出納帳など の帳簿に正確に記帳し、この帳簿にもとづいて、所得と税額を計算して、申告することを いいます。青色申告することについては、税務署長の承認が必要ですが、税金の計算など でいろいろな特典が与えられています。

これに対して、白色申告の場合は、これらの税金計算についての特典はありませんが、 帳簿を備え付けて日々の収入・支出を記帳するとともに、帳簿や書類を保存する必要があ ります。

(3)期限内申告と期限後申告



申告はいつまでにするのですか。

申告納税の国税や申告納付の地方税には、それぞれの税法のなかに、いつま ■ でに申告しなければならないという期限が定められています。この期限を法 定申告期限といい、法定申告期限内に提出された申告を期限内申告といいます。

法定申告期限後に自主的に提出された申告は期限後申告といいます。

(4) 更正の請求と修正申告

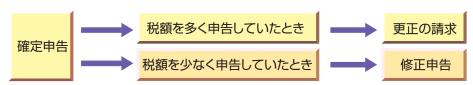


申告した税金の額が間違っていたことに気がついた場合には、どうしたらい いのでしょうか。

確定申告 確定申告 合は、申

確定申告をした後に計算誤りなど申告内容に誤りがあることに気がついた場合は、申告内容を訂正することができます。税額を多く申告していた場合は

「更正の請求」、税額を少なく申告していた場合は「修正申告」をして申告内容を訂正することができます。



(5) 税務署が行う更正と決定

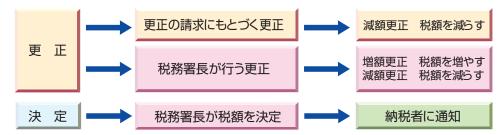


税務署が、税金の額を確定することがあるのですか。

申告納税方式の税金の額は自らの申告によって確定しますが、納税者が提出 した申告の内容に誤りがあった場合や申告しなければならない人が申告していなかった場合などには、税務署が調査にもとづいて税額を確定することがあります。

納税者から提出された申告書に対して税額を増加させる、または減少させる手続きを

更正といい、申告書が提出されていない場合に税務署が税額を確定する手続きを決定といいます。



(6) 納税についてのペナルティ



修正申告をしたり更正や決定を受けて税金を納付した場合や、税金を期限までに納付しなかった場合にはペナルティがあるのでしょうか。

修正申告をしたり更正によって増えた税金を納付した場合や、定められた期限までに税金を納付しなかった場合などは、適正な申告をした納税者、納期限までに納付した納税者との公平を期すために、附帯税が課されます。

おもな附帯税の種類は次のとおりで、納付した税額に対して課されます。

I	附带	競の種類	附帯税が課せられるとき
	延滞	税	税金を法定納期限までに納付しない場合に、法定納期限の翌日から完納するまでの期間に応じて課税されます。
	加	過少申告 加算税	期限内申告書が提出された場合において、その後、修正申告または更正がなされ、当初の申告納税額が過少 となったときに課されます。
	算	無申告 加算税	法定申告期限内に申告がなされず、期限後申告または決定によって税額が確定したときに課されます。
		重加算税	仮装隠蔽という不正行為を行った場合に、特別に重い負担として課されます。

ラム デジタル化と申告納税制度の理念

デジタル技術の活用によりサービスや仕事のあり方を変革す る、デジタル・トランスフォーメーション (DX) を推進する 動きが社会全体で広まっています。行政の DX 化についても 2021 (令和3) 年9月に設置されたデジタル庁の主導の下、取 り組みが進められています。

税務行政の DX も、政府の方針にもとづき、以下を基本的指 針として取り組まれています。

- ① 利用者目線の徹底
- ② 万全なセキュリティの確保
- ③ 業務改革 (BPR) の徹底

そして、税務署に行かずにあらゆる税務手続ができる社会を 目指す取り組みとして、たとえば確定申告の簡便化があります。 所得税については、マイナポータルを通じて入手したデータ を取り込むしくみなどにより、確定申告に必要なデータ(給与 や年金の収入金額、医療費の支払い額など) を自動的に申告デー タに反映、数回のクリック・タップで申告が完了するシステム が実現しています。

自宅のパソコンやスマートフォンで、確定申告をするような 時代が来たのです。

このように、税務行政のデジタル化が推進されたことにより、 利便性は向上しました。

一方で、納税者意識についてはどうなのでしょうか。

自分の所得および税額を自ら計算し納付する申告納税制度 は、民主国家の財政を国民自らが支えるという民主的納税思想 に根ざすと考えられています。そして、申告納税制度が適正に 機能するためには、法令で定められた納税義務を自発的にかつ 適正に履行し法令遵守しようとする意識、高い納税者意識が必 要です。

便利になった代償として、なぜそのような申告になるのか、 なぜそのような納税になるのかといった点を顧みることなく、 機械的に作業を行うことが申告納税制度なのだという理解が広 まっては、社会にとってはマイナスです。

納税者意識の維持向上の妨げにならないような取り組みも必 要でしょう。

> ▶1 BPR [Business Process Re-engineering (ビジネスプロセス・リエンジニアリング) | の略称で、 業務が目指す目的のために、業務の過程・手続き・職務 分担・システムなどを最適に改善化するという考え方。 **▶2 マイナポータル** マイナンバーカードを用いて、 行政手続きの簡素化や自身の所得や課税情報の確認と利 用をするためのポータルサイト。http://myna.go.jp/ html/index html



広島国税局/パソコン スマホから確定申告 https://www.nta.go.jp/about/organization/hiroshima/topics/ kakutei shinkoku/r01/01.htm

STEP3 申告内容に関する質問

下記のとおり質問に回答し「e-Tax(ID・バスワード方式)」





国税庁/所得税(確定申告書等作成コーナー) https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2021/ kisairei/sp/pdf/01.pdf



税務調査と不服申立て

(1)一般の税務調査と強制調査





税務調査とはどのようなことをするのですか。

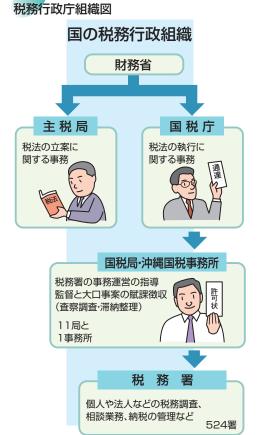
税務調査には任意調査といわれる一般の税務調査と強制調査があります。

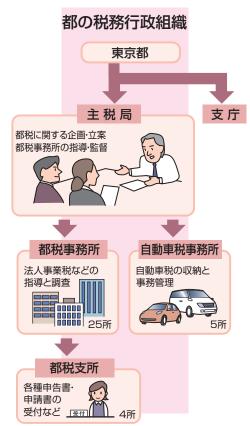
● ● 一般の税務調査とは、税務署が納税者の申告等が適正であるのかを確認する

ために行う調査です。税務署の職員が納税者の仕事場などに訪ねてきて、納税者に事業の

具体的な内容や特色、帳簿 の記載内容などについて質 問したり、関係資料の提出 を求めます。通常「税務調 査」というと、この一般の 税務調査のことをいいま す。

強制調査とは査察ともい われ、悪質な脱税をしてい る納税者に対して刑事責任 を追及するために行う調査 です。裁判官が発行した許 可状にもとづいて納税者の 事務所や自宅において強制 調査を行い、証拠となる資 料を差し押さえて最終的に 検察官に告発をします。





各地方公共団体によって組織が異なります。

コラム マルサで有名な査察とは……

多くの納税者は適正な申告と納税を行っているのですが、な かに故意に不正な手段で税金を免れようとする者がいることは 非常に残念なことです。脱税は反社会的な行為で、犯罪であり、 責任がきびしく追及されます。特に大口・悪質な脱税者には単 に税金を納めさせるだけでなく、一般の犯罪捜査に準ずる方法 で調査が行われ、その結果にもとづき検察官に告発されます。

判決の状況

有罪判決の割合 100.0%

脱税額 平均:約9,900万円 懲 役 平均:約1年3か月 平均:約1,500万円

(令和3年度中の第一審判決117件) (国税庁「令和3年度 査察の概要」より)



脱税の調査は国税査察官という調査の専門官によって行わ れ、脱税が裏付けられると検察官へ告発します。この査察調査 という特別な調査がマルサといわれる国税査察制度です。



税務調査と不服申立て

(2) 再調査の請求と審査請求、訴訟



納税者が税務署から受けた更正または決定に不服がある場合には、どうした らいいのでしょうか。

まず再調査の請求をします。

1 3000 更正または決定の通知を受けた日の翌日から3か月以内に税務署長に対し て「再調査の請求」または直接、国税不服審判所長に対して審査請求を行います。税務署 長はその処分が正しかったかどうか改めて見直しを行い、その結果を「再調査決定書」に より納税者に通知します。

なお不服があるときは審査請求をします。

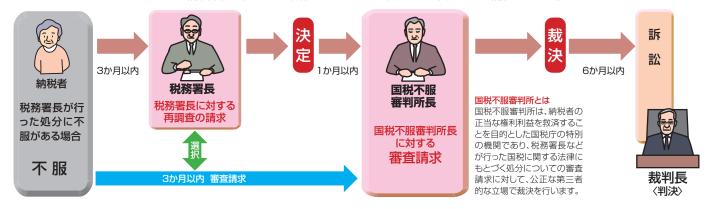
「再調査決定書」の内容になお不服があるときは、再調査決定の通知を受けた日の翌日 から1か月以内に国税不服審判所長に対して「審査請求」を行います。

国税不服審判所長は、税務署長の処分が正しかったかどうかを調査・審理をしてその結 果を「裁決書」により納税者と税務署長に通知します。

さらに不服があるときは訴訟を起こすことができます。

国税不服審判所長の裁決を受けたあと、なお不服があるときは、裁決の通知を受けた日 の翌日から6か月以内に裁判所に「訴訟」を起こすことができます。

納税者は申立てや訴訟にあたり、税理士を代理人や補佐人に選任することができます。



(3)納付期限の延長



お金が足りなくて税金を納付期限までに納めることができない場合には、ど うしたらいいでしょうか。

税金は定められた期限までに納付するのが原則ですが、何らかの理由で税金 を納めることができない場合には、次のような納付期限延長の救済制度が設 けられています。ただし、延納期間中、利子税が課税されていきます。

納期限の延長

災害などのやむを得ない理由によって税金の納付が不可能な場合には、その理 由のやんだ日から2か月以内に限り、納期限の延長が認められています。

延納

所得税·相続税·贈与税について、納税者が納税資金の準備をする期間として、 納付の延長が認められています。



納税者の権利と義務

(1)納税の義務

憲法は国民に納税の義務を課し、豊かで文化的な、安心・安全な国家のための資金を、税法にもとづいて公平に負担することを求めています。税金を納めなかったり、納付が遅れると、加算税や延滞税などが賦課されます。とくに不正な手段による脱税や過少の納税は、厳しく罰せられます。こうしたことは適正に納税している者との負担の公平や、申告納税制度、租税制度への国民の信頼にこたえるためにも必要なことです。

(2)納税者の理解と協力

しかし、どんな租税制度も納税者の理解と協力がなくては成果をあげることができません。税制がますます複雑になっていくなかで、税務行政庁が効率よく円滑に仕事をするために、どのようにすれば納税者の理解と協力を得ることができるか、また納税者が納得感を得ることができるか、大きな課題です。



(3)納税者の権利の保護

このような共通の課題をかかえる OECD に加盟している多くの国で、納税者の理解と協力を得る方法として、納税者の権利保護を確立することが重要と考えられるようになり、権利保護が法律または行政活動の指針として定められるようになってきました。これらの法律や指針は国民に広く知らされ、納税者への丁寧な説明が行われています。納税者の権利を実質的に保障する内容は国により異なりますが、おおよそ次のようなものです。

- ●情報を受け、援助をされ、聴聞を受ける権利
- 2不服申立ての権利
- ③正しい税額のみを納税する権利
- 4予測可能性の確保
- 5プライバシーの保護
- 6機密及び秘密保持の権利

1986年、イギリスでは、納税者保護や権利救済をまとめた「納税者憲章」を定め、これを社会のすみずみまで広報しました。以来、納税者の協力が高まっているということです。このことは日本においても納税者権利保護の定めが、税務行政庁にとっても、国民にとっても、必要であることを教えてくれます。

▶ 1 経済協力開発機構

(Organisation for Economic Cooperation and Development) 1961年に発足した先進工業諸国の経済政策を調整するための国際機関。2022年11月現在38か国が加盟。





知っていますか? 税理士のこと



(実物の1.5倍)

(1) 税理士制度

税理士制度は、税理士法により、税務に関する業務を税理士と税理士法人に独占して与 えている職業専門家制度です。納税者が税法にもとづいた適正な申告と納税ができるよう に代理人として税理士が援助することによって、申告納税制度がより円滑に運営されると ともに、納税義務の適正な実現を図ることを使命としています。

(2) 税理士は納税者の代理人

健康のことは医者に、裁判や法律のことは弁護士に相談するように、税理士は、納税者 の代理人として申告書の作成や税金に関する相談に応じる税の専門家です。たとえ"無料" でも税理士資格のない人が税理士業務を行うことはできません。

資格のある人でも、必ず下記の税理士会に登録・所属して、身近な税金の相談相手とし て活躍しています。

日本税理士会連合会を構成する 日本各地の税理士会



税理十法

第1条【税理士の使命】税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に そつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命 とする。

(3) 税理士の仕事

税務代理	確定申告(電子申告もできます)、青色申告の承認申請、税務調査の立会い、税務署の更正・決定に不服がある場合の申立てなどについて代理します。
税務書類の作成	確定申告書、相続税申告書、青色申告承認申請書、そのほか税務署 などに提出する書類を納税者に代わって作成します。
税務相談	申告・申請、不服申立てなどについて相談に応じます。
会計業務	税理士業務に付随して財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行、その他の財務に関する事務を行います。
補佐人制度	税務訴訟において納税者の正当な権利、利益の救済を援助するため、 補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに裁判所に出頭し、 嫌迷(出廷陳述)します。
地方公共団体 の外部監査	税理士は、法律で定められた税に関する唯一の職業専門家として、 都道府県や市(区)町村における税金の使途をチェックする外部監 査の役割を担って、社会公共の利益を守っています。
登録政治資金 監査人	政治資金規正法により、政治資金適正化委員会に登録し、国会議員 関係政治団体の収支報告書の政治資金監査を行います。
会計参与	中小企業の計算関係書類の信頼を高めるため、税理士(税理士法人を含む)が取締役と共同して計算関係書類を作成し、会社とは別に 備置き・開示する職務等を担う制度です。



税制建議	税理士法の規定にもとづいて、税理士会は毎年、財務省、国税庁、 総務省自治税務局、税制調査会などに税務行政・租税に関する建議 を行っています。
社会貢献	①確定申告期間や税を考える週間などに、無料で税務相談を行っています。また、納税者支援センターを常設し、相談に応じています。②裁判所の民事、家事の調停制度などに積極的に参画しています。さらに、成年後見支援センターを常設し、相談に応じています。③小中学校や高校などで「税を通して社会を考える教育」租税教育を実施しています。さらに、大学では寄附講座などを開設しています。このように、税理士の知識や経験を生かし、社会貢献に努めています。

よく公認会計士と混同されますが、それぞれの主な仕事は次のとおりです。

税理士	公認会計士	
税務に関する専門家 ● 確定申告・調査立会い・不服申立てなどの代理や税務書類の作成をします。税務訴訟の補佐人として出廷・陳述します。	会計監査の専門家 ● 企業や団体の会計が法令規則にもとづいて正しく表示されているか、監査を行い、その証明を行います。	
会社や個人からの依頼にもとづいて仕事をしています。	主に株式を公開している企業の依頼に もとづいて仕事をしています。	
所管:財務省 会員数:80,473人 (税理士法人をふくむ、2022年11月末日現在)	所管:金融庁 会員数:34,620 人 (監査法人等をふくむ、2022 年 11 月末日現在)	







知っていますか? 税理士のこと

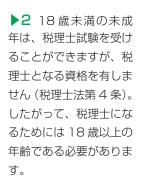
(5) 税理士になるには



どうすれば、税理士になれるのですか?

まず国家試験である税理士試験に合格することが必要です。そして税理士事 ▲ 務所などで「租税または会計に関する事務」の実務経験が 2 年以上あれば、 日本税理士会連合会に登録して税理士として仕事をすることができるようになります。

▶ 1 税理士試験合格者 以外にも、試験免除者・ 弁護士・公認会計士も税 理士の登録をすることが できます。





税理士試験は誰でも受けられるのですかっ



税理士試験の会計学に属する科目は、誰でも受験することができます。 税理士試験の税法に属する科目を受験できる人は、次のいずれかに該当する 人となります。

- ●法学部、経済学部、商学部、経営学部などの大学又は短期大学を卒業した人
- 21以外でも社会科学に属する科目を履修し大学又は短期大学を卒業した人
- 3大学 3 年生以上で社会科学に属する科目を含む 62 単位以上をすでに履修 した人
- 4専門学校修了者で社会科学に属する科目を履修した人
- ⑤日商簿記検定 Ⅰ級合格者・全経簿記検定上級合格者
- 6税理士事務所などで会計に関する仕事を 2 年以上経験した人など



試験は年に何回いつごろ行っているのですか?



税理士試験は、年 1 回毎年 8 月初旬に行われています。なお合格発表は例



試験の科目などを教えてください。



会計学に属する科目 2 科目 (簿記論と財務諸表論) と税法に属する科目 9 科目(法人税、所得税など)のうち 3 科目合わせて 5 科目を合格しなけれ ばなりません。ただ、科目合格制をとっていますので、1回の試験で 5 科目すべて合格 しなくてもかまいません。1度合格した科目は一生涯有効です。



合格者はどのくらいなのですか?



各科目の合格率は約12~20%です。 令和4年度では、全国で28,853人 5 ◯◯◯◯◯ 受験して 5 科目合格した人は 620 (うち女性 187) 人でした。 ほとんどの 人が数年をかけて合格しています。



合格したら、どのような形で仕事ができるのですか?



日本税理士会連合会に登録することで「税理士」としての仕事をすることが できます。税務に関する専門家として会社や自営業者と顧問契約をするケー スが一般的です。また、税理士が 2 名以上で「税理士法人」をつくることができますし、 一般企業に勤務する人もいます。

▶3 税法に属する科目 は、所得税法・法人税法・ 相続税法・消費税法また は酒税法・国税徴収法・ 住民税または事業税・固 定資産税があります。こ のうち3科目の合格が必 要です。なお、所得税法 と法人税法は必ず 1 科目 以上合格しなければなり ません。法律学・経済学 の大学院で修士号を取得 した場合には、一部試験 科目の免除を申請するこ とができます。



知っておきたい税のはなし 解答と解説



租税は誰のためのもの?…p.5

長い歴史を経て現在、日本国憲法が制定され、主権者は 国民であるとうたわれています。形式上は「私たち」のた めのものになっているといってもいいでしょう。

さて、あなたは、租税は「私たち」のためのものであると実感できるでしょうか?実感できないというのであれば、実質上はまだ「私たち」のためのものになっていないということかもしれません。誰にとっても「私たち」のための租税であるといえる社会にするにはどうすればいいのか考えてみましょう。

それ、税金を使うべき公共サービスですか?…p.6

	公共サービス	民間	
0	В	А	
2	А	В	
3	А	В	

税金には、公共サービスの資金という面があります。では、公共サービスの範囲とは一定なのでしょうか。

人により考え方は違ってきます。大きな政府と小さな政府のどちらを望むのでしょうか、あなたの国家像はなんでしょうかなど、話をいくらでも膨らませることができるでしょう。税金を考えることは社会全体を考えることに繋がっていくのです。

税金は公共サービスを受けるための会費か?…p.7

税金は「私たち」のためのものだ、という話を耳にする ことがあるでしょうが、「私たち」の範囲を考えたことは あるでしょうか。

設問に例として挙がっている見解は、税金を納めている かどうかが「公共サービスを受けることができる私たち」 かどうかを切り分ける基準であるかのような見解です。

社会の中で、自助・共助・公助の考え方をどのように使い分けるか、そして税金はどの部分を担うべきなのか、考えてみましょう。

何を考慮して参政権を行使する?…p.11

私たち一人一人が主権者であるということを税金の視点から確認する設問です。

いろいろな意見を尊重しつつも、よりよい社会の実現の

ためにはどうすればいいのか、検討してみましょう。

なお、参政権の行使は、選挙に行くことだけがすべてで はありません。立候補など別の方法もあります。

公平な税の集め方とはどのようなものだろうか?…p.12

正解が一つではない設問です。「ある視点からは公平な答え」がいくつも出てくるでしょう。

答えを一つだけしか選べないのか、複数選んでいいのか、 どちらだと考えますか。

財政再建に向けて…p.15

身近で分かりやすい部分以外をぜひ一度検討してみてください。議員や公務員の人員や給料の削減、消費税の増税といった意見ではない切り口です。

また、メリットとデメリット両方を意識して考えを構成 しましょう。総合的な判断をした結果出した答えは、説得 力の厚みが違うことを体感できるでしょう。

新しい税金を考えてみよう…p.19

税金には、人の経済活動を誘導する力があります。税金を課することでよりよい社会にできるのか、考えてみましょう。まず p.9 を参考にして、新しい税金を考えていくうえで、誰に課税するか (納税義務者)、何に課税するか (課税物件、課税客体)、といった要素ごとに設定してみましょう。

また、考えを一歩深めるのであれば、税金ではない手段 はありえないのか、という点も検討するといいでしょう (p.23 参照)。

どのような所得の分類がいいのかな?…p.21

現在の分類方法が10種類であるのは当然理由があります。さらに、申告書の様式が現在のようになっているのにも理由があります。今までの積み重ねを確認することも大切ですから、興味がある方は調べてみてください。

一見同じ分類に思えないものでも、切り口によってはま とめることができるのは、深掘りすると面白いでしょう。 たとえば、山林所得と退職所得と譲渡所得。長年の積み重 ねが一気に実現するという意味で共通しています。

また、これからの社会のあり方を見据えて、よりふさわ しい分類方法を考えることも大切です。

譲渡所得に対する公平な課税方法は?…p.21

譲渡所得で稼いだ人には軽い課税がいいのか重い課税がいいのか、一概にはいえません。老人ホーム代に充てるため先祖伝来の土地を売った高齢者。たまたま投資に大勝ち



知っておきたい税のはなし 解答と解説

した若者。背後に見えてくる人間像は様々です。

引用した資料は2010年のものですが、その後の税制改正を紹介しましょう。2013年までは上場株式などに対する譲渡所得課税は所得税住民税合わせて10%でしたが、2014年からは20%になりました。これにより、分離課税が適用される高額所得者の実効税率は増加したというデータがあります。また、少額投資非課税制度(NISA)もより利用しやすいように改正が重ねられています。

人的控除は誰に適用すべきか?…p.23

「控除」は所得税を計算するうえでの算式の一部に過ぎないのか、それとも最低保障や権利として主張できるものなのか。

「高額所得者により負担してもらうことで垂直的公平を 実現する」という結論ありきでなく、そこに至る過程が妥 当なものなのかも気にする必要があります。

なお配偶者控除、配偶者特別控除の額は以下のとおりです。

配偶者控除の金額

控除額は、控除を受ける納税者本人の合計所得金額、および控除対象配偶者の年齢により次の表のとおりになります。

控除を受ける納税者	控除額		
本人の合計所得金額	一般の控除対象	老人控除対象	
	配偶者	配偶者	
900 万円以下	38 万円	48 万円	
900 万円超 950 万円以下	26 万円	32万円	
950 万円超 1,000 万円以下	13万円	16 万円	

配偶者特別控除の金額

控除額は、控除を受ける納税者本人のその年における合 計所得金額および配偶者の合計所得金額に応じて次の表の ようになります。

控除を受ける納税者本人の合計所得金額						
		900 万円	900 万円超	950 万円超		
		以下	950 万円	1,000 万円		
		W F	以下	以下		
配偶者の合計所	48 万円超 95 万円以下	38 万円	26 万円	13万円		
	95 万円超 100 万円以下	36 万円	24 万円	12万円		
	100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円		
	105 万円超 110 万円以下	26 万円	18万円	9万円		
	110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7万円		
胼	115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6万円		
得	120 万円超 125 万円以下	11 万円	8万円	4万円		
得金額	125 万円超 130 万円以下	6万円	4万円	2万円		
	130 万円超 133 万円以下	3万円	2万円	1万円		

<u>所得の控除か? 手当の給付か? 公共サービスの無償化</u> か?…p.23

この設問の選択肢には、いずれも優れている面、劣っている面があります。たとえば、所得の控除は高額所得者に有利にはたらく逆進性が指摘されています。手当の給付は不支給とすべきかどうかの判断が困難です。公立学校の無償化については私立学校との違いが大きくなりすぎないような調整が必要です。

なぜ、現在の日本の制度はこうなっているのか調べてみましょう。そして、よりよい方法はないのか、考えてみましょう。

現在の日本の所得税は公平だろうか?…p.24

所得税全体を俯瞰して、考えたことをまとめてみましょう。それは、「決められていることだからただ従うべきルール」でしょうか。民主主義国家のよいところのひとつは、話し合ってよりよいルールに変えていけるところです。関心を持って取り組んでいくことで、自分自身の意見が形成され、現在のルールが改善すべきものなのかどうか判断することができるようになります。

年末調整って本当に必要?…p.27

問題の所在は、年末調整手続を担うのが給与支払者である点です。所得税は申告納税が原則なので、納税者本人が手続きを行わなければならないはずです。給与支払者に提供すべき個人のプライバシーに関する情報としては、納税者の家族構成や家族の所得、マイナンバーなどがあります。p.29 や p.31 の設問を検討してから再度考えてみましょう。

なぜ年末調整制度が存在するのか考えたうえで、情報関連技術が発展してきた現代においてもその存在意義はあるのか、それぞれの視点から考えてみましょう。

異なる立場から見るふるさと納税制度…p.35

ふるさと納税は寄附の一種ですが、自分が居住する地域 以外に所得税・住民税の一部を移す効果があります。納税 者が、自分で納税先を選べる制度でもあるということです。 その意味をどう捉えるかが解答につながってきます。

国については、地方交付税交付金等(p.15 参照)で調整 していた地方公共団体の財政力との関係についても検討し てみるといいでしょう。

グローバル化する社会で法人税の税率は引き下げるべきか?…p.38

税金のあり方をなるべく単純化して考えるとしても、財

源の調達を第一に考えるか、景気の調整を第一に考えるかで、増税か減税か見解が割れることが多いです。この設問は、さらに国際社会との関係も加味して法人課税のあり方を問うものです。

考えるべき多くの要素をあれもこれもと取り入れるとかえって混乱してしまうかもしれません。ある点についてはこれ、他の点についてはこれ、と判断を積み重ねていって、最終的に結論を導くという作業をしてみるのも一つの方法です。

法人に課税するのは当たり前?…p.40

どうやって課税するのか、方法を検討する問いではなく、 なぜ課税するのか、課税の根拠を考える設問です。

現実問題として、法人税を廃止するという結論を導くの は困難かもしれませんが、理論的に妥当と考えられる根拠 を検討することは価値ある学習になるでしょう。

食料品に対する消費税の税率は?…p.43

- 1. ①ハンガリー・27・18 ②ません ③ません
- 2. 消費税の逆進性を緩和する方法として、複数税率の 導入があります。諸外国では軽減税率やゼロ税率が導入さ れています。軽減税率を導入すると、食料品に係る税率と その他の品目に係る税率で異なる等、複数の税率が登場す ることになります。

では、諸外国では、複数税率にどのように対応しているのでしょうか。ここで出てくる方法がインボイス方式です。インボイス方式によれば、各事業者は、自らが売り上げの際に発行したインボイスに記載した税額を集計した売上税額から、仕入れの際に受け取ったインボイスに記載された税額を集計した仕入税額を差し引くだけで納税額を正確に計算することができるからです。

また、諸外国では、電子インボイスの導入が進められています。日本でも、デジタル庁が中心となって導入を推進 し始めています。

電子インボイスの導入とは、それまでの紙を前提とした インボイスを単に電子化するというものではありません。 業務プロセス自体を見直すことにより、経済活動全体のデ ジタル化が進むこともねらいなのです。

消費税のかからない取引とは?…p.44

社会政策的配慮などによる非課税を掘り下げていくとどのような結論に達するか、という問いかけです。非課税取引や軽減税率対象取引かどうかを切り分けるには、誰にとってもわかりやすい明確な基準があることが望ましいで

すが、実際その基準を作るとなるとなかなか困難であると いう事を体験しましょう。

また、いわゆるぜいたく品に課税する趣旨だった物品税が、広く課税する消費税に切り替わった理由を調べてみると、課税対象を選別することの困難性について興味深い見解を見つけられるでしょう。

配偶者についての諸規定の適用対象者は?…p.46

本設問で取り上げたとおり、家族のかたちは様々です。この問いには、第一に、複雑な現実世界に公平なルールを設定することの困難さを体験するねらいがあります。第二に、時代の変化に伴い、それまでの常識のもとに制定されたルールの妥当性が問われた際、どのように対応していくべきかを考えていただくねらいもあります。

日本国憲法第84条を再確認しつつ、実際にルールを作るまたは変更することがなぜ必要でどんなに難しいことなのか、考えるきっかけにしてください。

公平な相続税の課税方法とは?…p.49

相続税は、他の税目に比較して、議論される金額が大き くなります。よって、少しの改正でも、納税額に大きな差 が出るという特色があります。

ここで、議論を深めるために、税に関する法律には5つの大切な要素が定められていることを復習してみましょう(p.9参照)。そして、この5つの要素を踏まえて資料を確認してみましょう。

ここに示されている内容からは「課税標準」と「税率」 の変更が中心とみることができますが、「課税物件(課税 客体)」も大きく変更されています。

つまり、税率の高低を議論する場合には、表面上の税率 だけではなく、「課税物件 (課税客体)」やそれを金額とし て評価する「課税標準」にも注目しなくてはなりません。

納付税額÷合計課税価格で計算される「負担割合」は実質的な税率といえるので、こちらを参考に「税率」については議論した方がよいでしょう。

さらに、「合計課税価格」とは何かをよく考える必要もあります。土地や建物は価格が高いので、課税標準となる金額に置き換える方法によって、結果が大きく変わってしまいます。また、課税物件(課税客体)の中には、通常の社会生活では「価格」を考えることもないものが相続財産となっています。著作権をはじめとする知的財産、市場のない株式などがその代表です。それらをどのように「価格」として表現するかも難しい問題です。



知っておきたい税のはなし 解答と解説

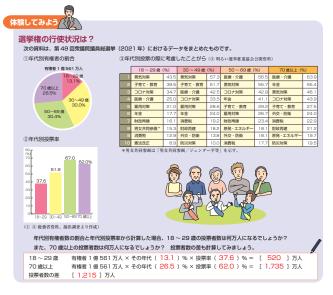
相続税や贈与税を課税する意味…p.51

p.49 の設問は、相続税の制度ありきで公平な課税方法を 検討するものでした。こちらの設問は、相続税や贈与税自 体について、日本の税制の中で存在する意味があるのかを 検討するものです。このように複数の税金についてどのよ うな組み合わせが良いのか検討する分野を、タックス・ミッ クスの議論といったりします。

ここまで学習した税金を振り返りながら考察を進めてみ てください。

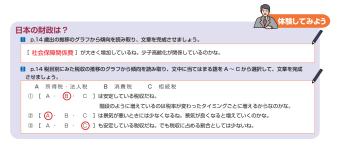


選挙権の行使状況は?…p.10

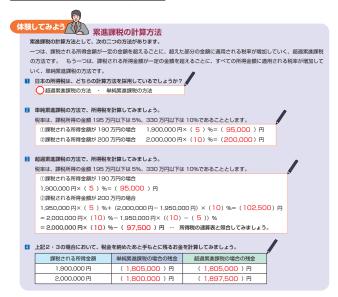


(答は万人未満を切り捨て)

日本の財政は?…p.15



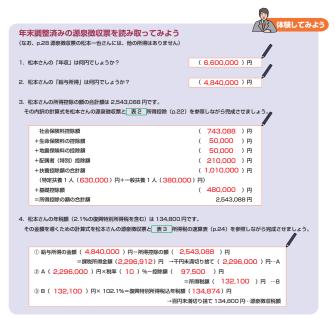
累進課税の計算方法…p.24



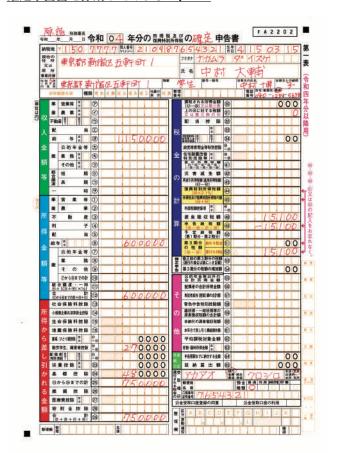
給与明細書を読み取ってみよう…p.25



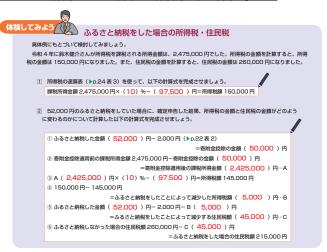
年末調整済み源泉徴収票を読み取ってみよう…p.29



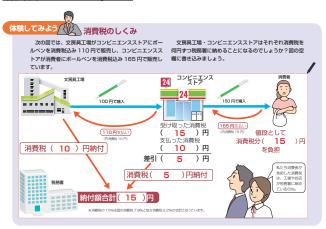
確定申告書を作成してみよう…p.31



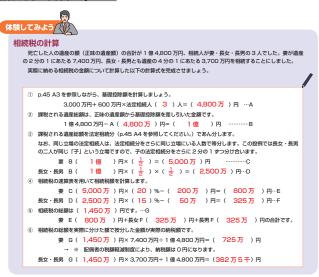
ふるさと納税をした場合の所得税・住民税…p.36



消費税のしくみ…p.42



相続税の計算…p.48



東京税理士会納税者支援センター東京税理士会成年後見支援センター

開設時間

午前 10 時~午後 4 時 (受付は午後 3 時 30 分まで) 正午から午後 1 時まで休憩 /

休室日

土・日・祝日及び 夏期、年末年始等

相談方法

面接または電話による相談 相談専用電話 03-3356-7137

開設時間

午前 10 時~午後 1 時(受付は午後 0 時 30 分まで)

休室日

土・日・祝日及び 夏期、年末年始等

相談方法

面接または電話による相談 相談専用電話 03-3356-4421

〒 151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-11-1 (東京税理士協同組合会館内)



東京税理士会ホームページ http://www.tokyozeirishikai.or.jp/



(高等学校学習指導要領準拠)

知っておきたい税のはなし

平成 16年 12月 初 版 発 行 令和 5年 4月 令和 5年度版発行

編 集 東京税理士会 租税教育推進部

発 行 東京税理士会

〒 151-8568 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-6 TEL 03-3356-4461 FAX 03-3356-4469 http://www.tokyozeirishikai.or.jp/

編集協力・印刷 株式会社 清水書院

(本冊子は再生紙を使用しています)